

第3期富士見市障がい者支援計画

第4次富士見市障がい者計画

第4期富士見市障がい福祉計画

(案)

富士見市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象と範囲	4
5 計画策定までの流れ	4
第2章 障がい者を取り巻く状況	5
1 障がい者数等の推移	5
2 実態調査の結果	10
3 団体からのヒアリング調査・意見交換会の実施結果	19
4 施策の実施状況	23
5 取り組むべき主な課題	25
第3章 計画の理念と目標	27
1 計画の理念	27
2 施策の方向性	27
3 計画の目標	28
4 施策の体系	31
第4章 施策の展開	33
基本目標1 相談・情報・権利擁護の充実	33
基本目標2 保健・医療サービスの充実	36
基本目標3 福祉サービスの充実	37
基本目標4 障がい児支援の充実	39
基本目標5 社会参加の充実	43
基本目標6 安心して暮らせるまちづくり	45
基本目標7 理解と交流の促進	48
第5章 障がい福祉サービスの推進（第4期障がい福祉計画）	49
1 障がい福祉サービスの実施状況	49
2 障がい福祉サービスの見込み量と確保策	51
3 地域生活支援事業の見込み量と確保策	58
4 平成29年度の目標値（成果目標）	62
第6章 計画の推進に向けて	64
1 計画の推進のために	64
2 計画の点検と評価	65

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

富士見市では、平成16年度に障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を計画的に推進することを目的とした障害者基本法に基づく「富士見市障害者計画」を策定しました。

そして、平成18年4月から障害者自立支援法が施行されたことに伴い、同法に基づいた障がい福祉サービスの見込み量等を定めた「第1期富士見市障害福祉計画」を策定し、平成20年度には「第2期富士見市障害福祉計画」と前述の「富士見市障害者計画」を一体化し、計画期間を平成21年度から平成23年度とする「富士見市障害者支援計画」を新たに策定、その後、計画期間を平成24年度から平成26年度とする「第2期富士見市障がい者支援計画」を策定し、当市の障がい者施策を推進してきました。

近年、国においては、「障害者基本法」の改正、「障害者自立支援法」に替わる「障害者総合支援法」の制定、「障害者虐待防止法」の施行、「障害者差別解消法」の成立、「障害者権利条約」の批准など、障がい者福祉を取り巻く環境に大きな改革がなされています。

このたび、「第2期富士見市障がい者支援計画」が計画の最終年度となりました。市では国・県などの動向や各種制度、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化などに的確に対応し、障がい者施策の一層の推進を図るため、障がい者計画と障がい福祉計画を一体的に見直し、新たに「第3期富士見市障がい者支援計画」を策定します。

障がい者施策をめぐる近年の動き

「障害者基本法」の改正

平成23年8月公布。この法律においては、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障がい者の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

「障害者虐待防止法」の成立

平成23年6月成立。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障がい者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。平成24年10月1日から施行。

「児童福祉法」の改正

平成24年4月施行。障害児在宅支援サービスの一つである「障害児通所支援」の実施主体を市町村とし、児童発達支援センターを中心とした発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問サービスなどの事業も創設され、さまざまな障がいがあっても、身近な地域で適切な支援が受けられるように改正されました。

「障害者総合支援法」の施行

従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成25年4月から施行されています。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。これまで通り、障がい福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では障がい福祉サービスなどの対象となる障がい者の範囲に難病患者も含まれることも定められました。

「障害者雇用促進法」の改正

平成25年6月成立。これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取り扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれました。平成28年4月1日から施行（一部規定は平成30年4月1日から）。

「障害者差別解消法」の成立

平成25年6月成立。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日から施行。

「第3次障害者基本計画」の策定

国が平成25年9月に策定。平成25年度から平成29年度までの5年間を期間とし、国の障がい者施策の基本的方向について定められています。この計画では、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等を踏まえ、地域における共生、差別の禁止、自己決定の尊重などの基本原則を強化するとともに、施策分野として「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の3つ分野が新設されています。

「障害者権利条約」の批准

平成18年12月、第61回国連総会において、障がいのある人に対する差別を禁止、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障がいのある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障がいのある人の権利拡大につながるものと期待されています。この条約は、20か国が批准した平成20年5月に発効しています。我が国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に定めたものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

この計画は、「富士見市第5次基本構想」の部門計画として位置づけるとともに、市の他の関連計画である「高齢者保健福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などと相互に連携し、整合を図ります。また、国や県の動向、各種制度、関連法を踏まえたものとしします。

富士見市障がい者計画

- 障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定されるものです。障がい者計画は市の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

富士見市障がい福祉計画

- 障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定されるものです。障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項等を明らかにするものです。

3 計画の期間

この計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を計画期間とします。

なお、国の障がい者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象と範囲

この計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がいの他、発達障がい、難病、高次脳機能障がい等の、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

※発達障がい

発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

※難病

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法では「治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。

※高次脳機能障がい

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がいが生じた状態を意味します。身体的な障がいがない(もしくは軽い)にも関わらず、「記憶障がい」「注意障がい」「遂行機能障がい」「社会的行動障がい」といった認知の障がいを持ち、日常生活や社会での生活にうまく適応できないケースがあることから、近年、診断やリハビリテーション、生活支援などの充実が課題となっています。

なお、高次脳機能障がい者の方は器質性精神障害者として、『精神障害者保健福祉手帳』及び『自立支援医療費(精神通院医療)』等の制度を利用することができます。

5 計画策定までの流れ

本計画の策定にあたり、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、障がいをお持ちの方を対象に実態調査を実施するとともに、障がい者団体や障がい者施設、サービス事業者など 20 団体からのヒアリングや意見交換会を行い、意見や課題等を把握し、計画に反映させていただきました。

また、市の施策の実施状況等については、庁内の関係各課から実施状況の評価、今後の課題や取組みの方向性について検討してもらい、実態に即した見直しを図りました。

さらに、計画策定の過程でパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映して策定いたしました。

第2章 障がい者を取り巻く状況

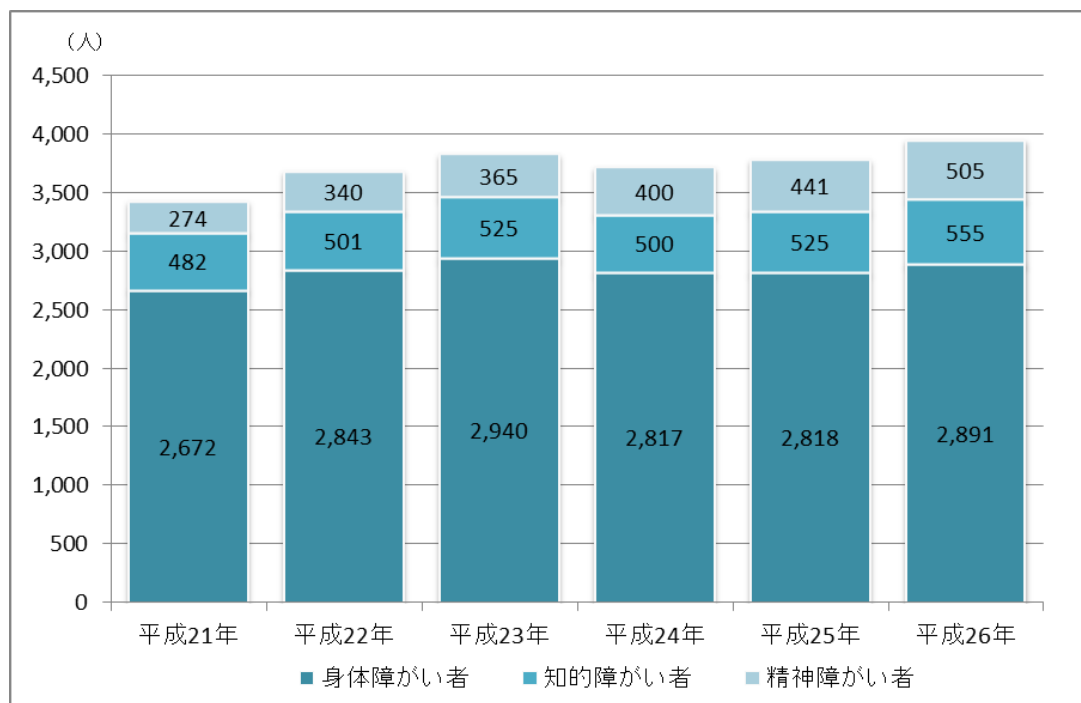
1 障がい者数等の推移

(1) 人口と障がい者数

市の障害者手帳所持者数（平成26年4月1日現在）は全体で3,951人、その内訳は身体障がい者が2,891人、知的障がい者が555人、精神障がい者が505人となっています。

総人口に占める割合をみると、身体障がい者は2.65%、知的障がい者は0.51%、精神障がい者は0.46%となっています。各障がい者ともに年々増加する傾向が続いています。

障害者手帳所持者数の推移



(単位: 人)

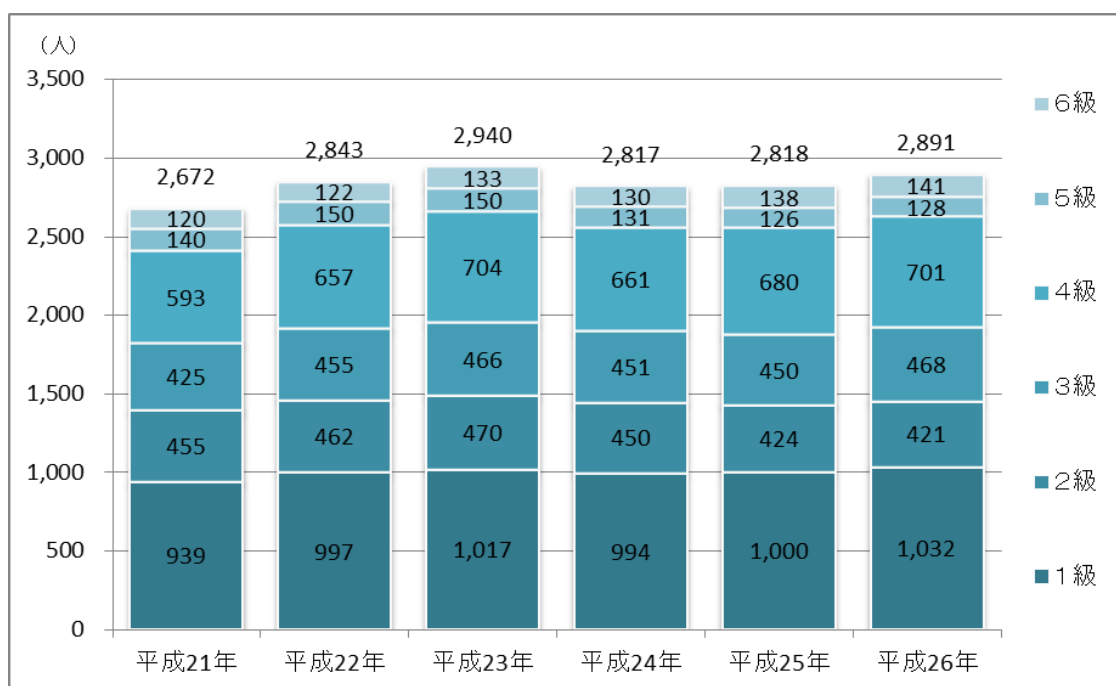
区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障がい者	2,672	2,843	2,940	2,817	2,818	2,891
総人口比	2.55%	2.69%	2.78%	2.61%	2.60%	2.65%
知的障がい者	482	501	525	500	525	555
総人口比	0.46%	0.47%	0.50%	0.46%	0.48%	0.51%
精神障がい者	274	340	365	400	441	505
総人口比	0.26%	0.32%	0.34%	0.37%	0.41%	0.46%
合計	3,428	3,684	3,830	3,717	3,784	3,951
総人口	104,932	105,596	105,945	107,805	108,306	109,070
対総人口比	3.27%	3.49%	3.62%	3.45%	3.49%	3.62%

※各年4月1日現在、各障がい者数は手帳所持者数、総人口は住民基本台帳人口。

(2) 身体障がい者数

身体障がい者についてみると、平成 26 年 4 月 1 日現在の手帳所持者は 2,891 人となっています。障がいの程度別の状況は、1 級が 1,032 人（全体の 35.7%）で最も多く、次いで 4 級が 701 人（同 24.2%）と多くなっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



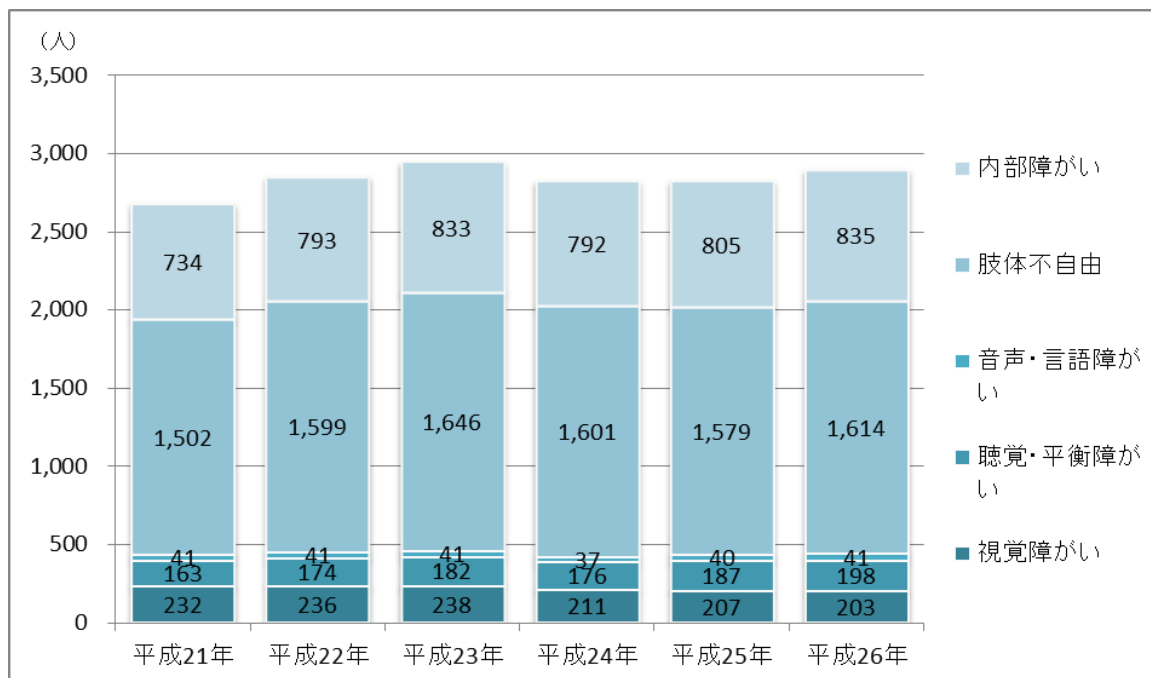
（単位：人）

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	939 35.1%	997 35.1%	1,017 34.6%	994 35.3%	1,000 35.5%	1,032 35.7%
2 級	455 17.0%	462 16.3%	470 16.0%	450 16.0%	424 15.0%	421 14.6%
3 級	425 15.9%	455 16.0%	466 15.9%	451 16.0%	450 16.0%	468 16.2%
4 級	593 22.2%	657 23.1%	704 23.9%	661 23.5%	680 24.1%	701 24.2%
5 級	140 5.2%	150 5.3%	150 5.1%	131 4.7%	126 4.5%	128 4.4%
6 級	120 4.5%	122 4.3%	133 4.5%	130 4.6%	138 4.9%	141 4.9%
合計	2,672	2,843	2,940	2,817	2,818	2,891

※各年 4 月 1 日現在、下段は合計に対する割合。

障がい部位別の状況は、肢体不自由が 1,614 人（同 55.8%）を占め、次いで内部障がい 835 人（同 28.9%）、視覚障がい 203 人（同 7.0%）、聴覚・平衡機能障がい 198 人（6.8%）、音声・言語機能障がい 41 人（1.4%）となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）



（単位：人）

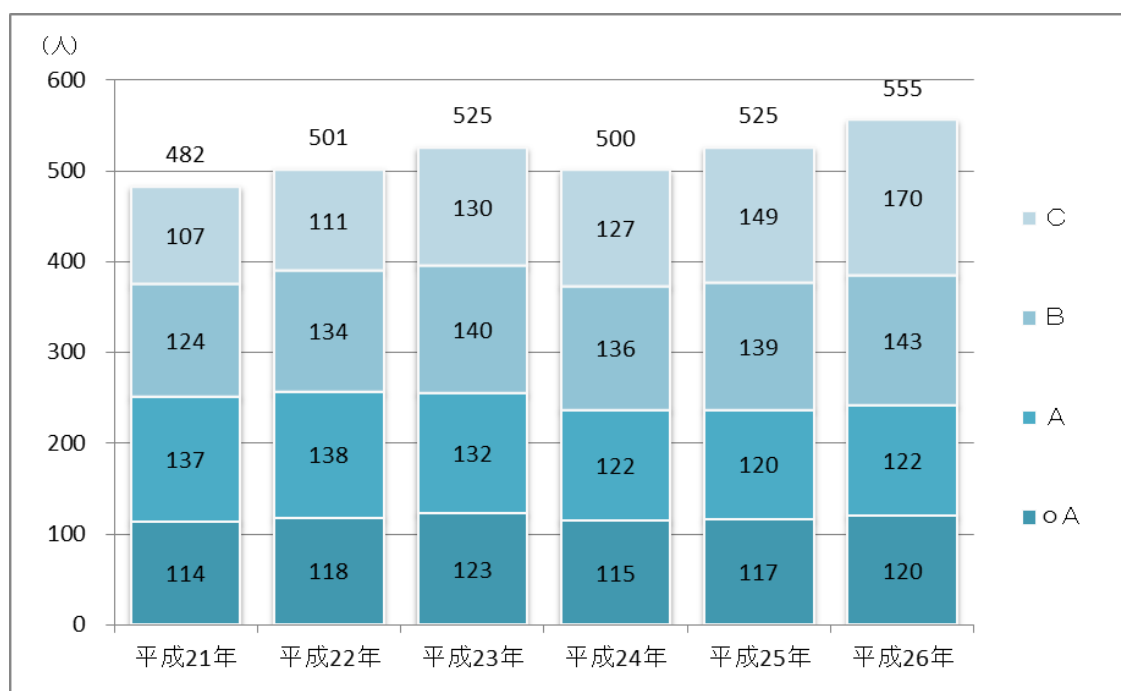
区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
視覚障がい	232 8.7%	236 8.3%	238 8.1%	211 7.5%	207 7.3%	203 7.0%
聴覚・平衡機能障がい	163 6.1%	174 6.1%	182 6.2%	176 6.2%	187 6.6%	198 6.8%
音声・言語機能障がい	41 1.5%	41 1.4%	41 1.4%	37 1.3%	40 1.4%	41 1.4%
肢体不自由	1,502 56.2%	1,599 56.2%	1,646 56.0%	1,601 56.8%	1,579 56.0%	1,614 55.8%
内部障がい	734 27.5%	793 27.9%	833 28.3%	792 28.1%	805 28.6%	835 28.9%
合計	2,672	2,843	2,940	2,817	2,818	2,891

※各年 4 月 1 日現在、下段は合計に対する割合。

(3) 知的障がい者

知的障がい者についてみると、平成 26 年 4 月 1 日現在の手帳所持者は 555 人となっています。手帳の等級別では、㊤が 120 人(全体の 21.6%)、A が 122 人(同 22.0%)、B が 143 人(同 25.8%)、C が 170 人(同 30.6%) となっています。平成 21 年と比較するとCの占める割合が多くなっています。

療育手帳（みどりの手帳）所持者数の推移（等級別）



(単位:人)

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
㊤	114 23.7%	118 23.6%	123 23.4%	115 23.0%	117 22.3%	120 21.6%
A	137 28.4%	138 27.5%	132 25.1%	122 24.4%	120 22.9%	122 22.0%
B	124 25.7%	134 26.7%	140 26.7%	136 27.2%	139 26.5%	143 25.8%
C	107 22.2%	111 22.2%	130 24.8%	127 25.4%	149 28.4%	170 30.6%
合計	482	501	525	500	525	555

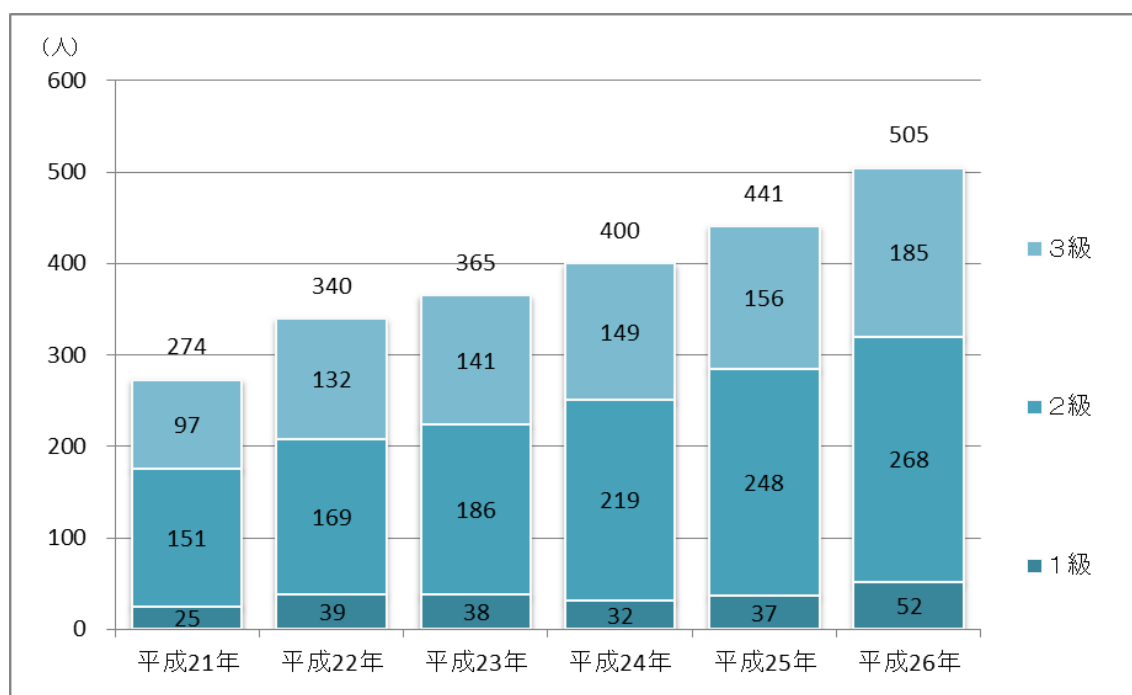
※各年 4 月 1 日現在、下段は合計に対する割合。

(4) 精神障がい者

精神障がい者についてみると、平成 26 年 4 月 1 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は 505 人となっています。手帳の等級別では、2 級が 268 人(全体の 53.1%)で最も多く、3 級が 185 人(同 36.6%)、1 級が 52 人(同 10.3%)となっています。

また、医療費負担制度の利用者数でみると、平成 26 年では 1,079 人となり手帳所持者数の倍以上となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



(単位:人)

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	25 9.1%	39 11.5%	38 10.4%	32 8.0%	37 8.4%	52 10.3%
2 級	151 55.1%	169 49.7%	186 51.0%	219 54.8%	248 56.2%	268 53.1%
3 級	97 35.4%	132 38.8%	141 38.6%	149 37.3%	156 35.4%	185 36.6%
合計	274	340	365	400	441	505
医療費負担利用者	795	856	937	992	1,020	1,079

※各年 4 月 1 日現在、下段は合計に対する割合。医療費負担利用者は自立支援医療制度の利用者数。

2 実態調査の結果

計画策定にあたり、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「富士見市 障がい者福祉についての実態調査」を実施しました。その主な結果は、以下のとおりです。

調査実施概要

調査対象：平成26年10月1日現在、市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者、障がい福祉サービス利用者、自立支援医療受給者

調査方法：郵送法（郵送配布－郵送回収）

調査期間：平成26年11月6日（木）～11月25日（火）

発送数：2,500票（対象者から無作為抽出）

回収数：1,529票、回収率61.2%

調査結果概要

（1）本人について

〇年齢は、身体障がいでは65歳以上が65.5%を占め高齢層が多く、知的障がいでは6歳から29歳の若年層、精神障がいでは30歳から49歳の壮年層にかけて多くなっています。

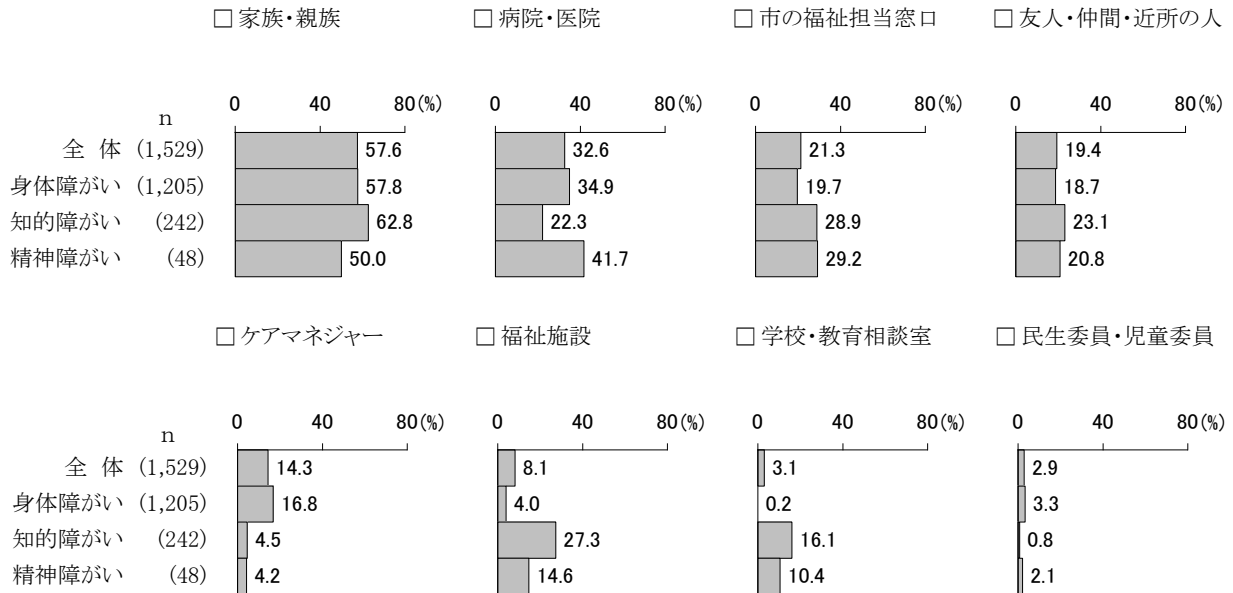
		＜年齢＞								
		(%)								
	調査数	0～5歳	6～18歳	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
全体	1,529	1.2	5.4	5.6	5.0	9.1	17.8	34.6	19.0	2.4
身体障がい	1,205	0.7	0.8	1.2	2.7	7.1	20.2	42.4	23.1	1.9
知的障がい	242	4.5	27.3	26.4	14.5	15.7	6.2	2.1	1.2	2.1
精神障がい	48	-	12.5	12.5	18.8	25.0	16.7	10.4	-	4.2

※網掛けは、その調査区分で20%以上の数値を示しています。

(2) 相談や情報入手について

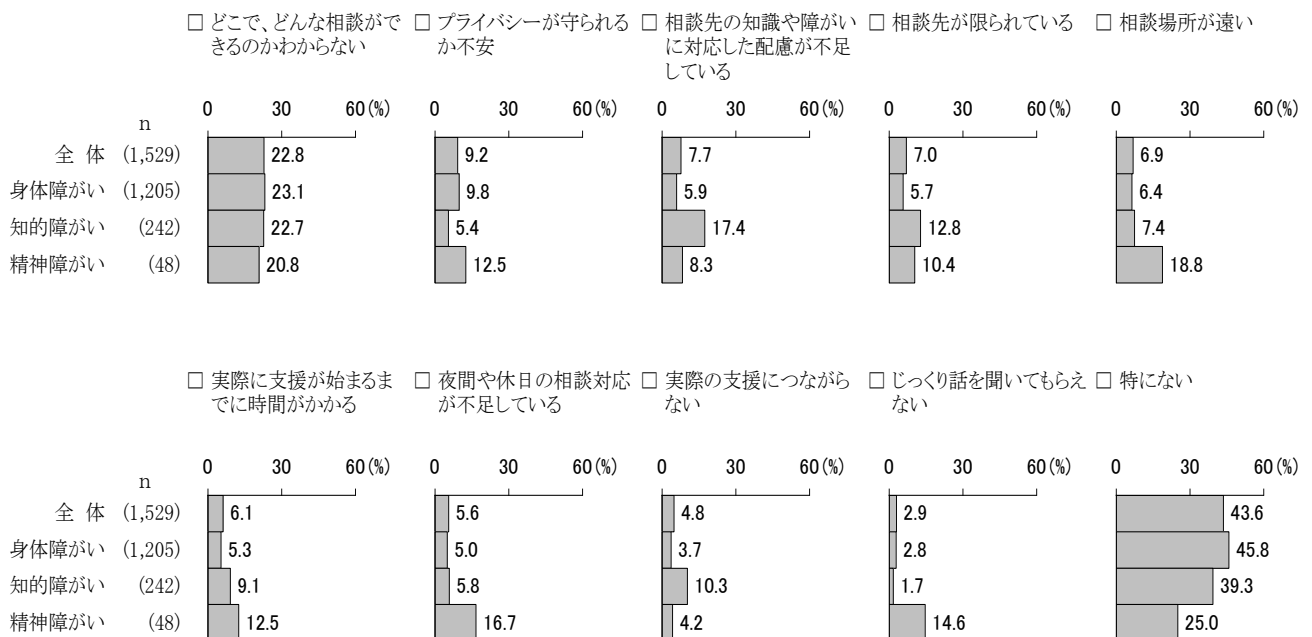
○困ったときや相談したいときの相談先は、すべての障がい区分で「家族・親族」が5割以上となっています。身体障がいと精神障がいでは「病院・医院」が3割以上、知的障がいでは「市の福祉担当窓口」、「福祉施設」が3割近くとなっています。

<相談先（主なもの）>



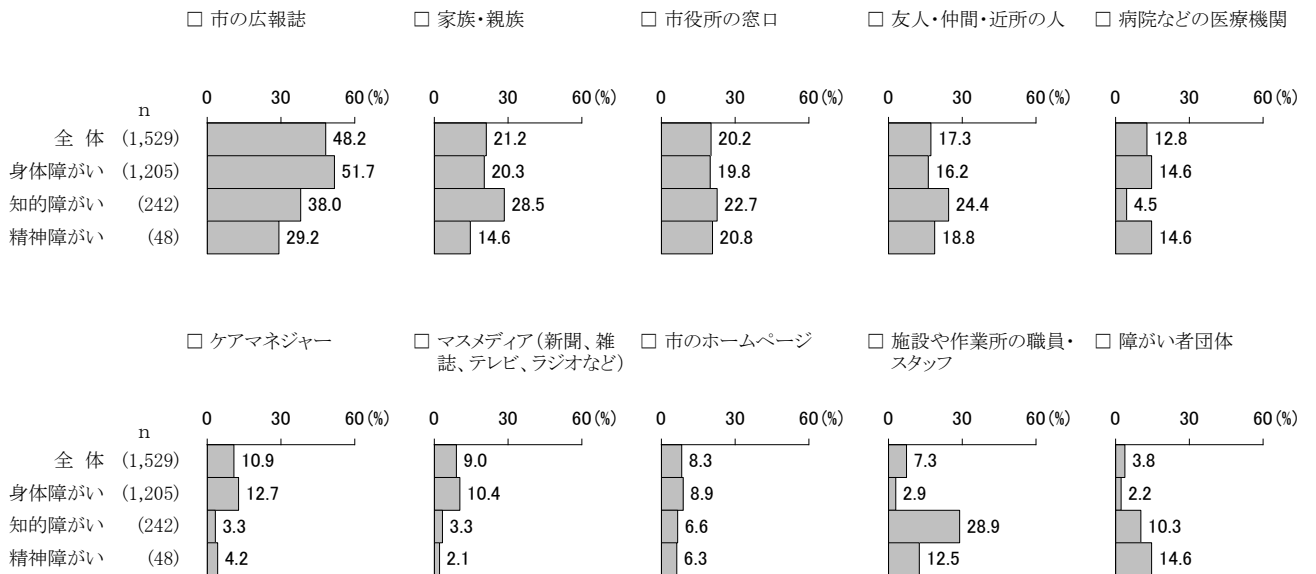
○相談する場合に不便に感じていることは、すべての障がい区分で「どこで、どんな相談ができるのかわからない」が2割台となっています。

<相談する際に不便なこと（主なもの）>



〇市のサービスの情報源は、いずれの障がい区分でも「市の広報紙」が最も多い情報源となっています。

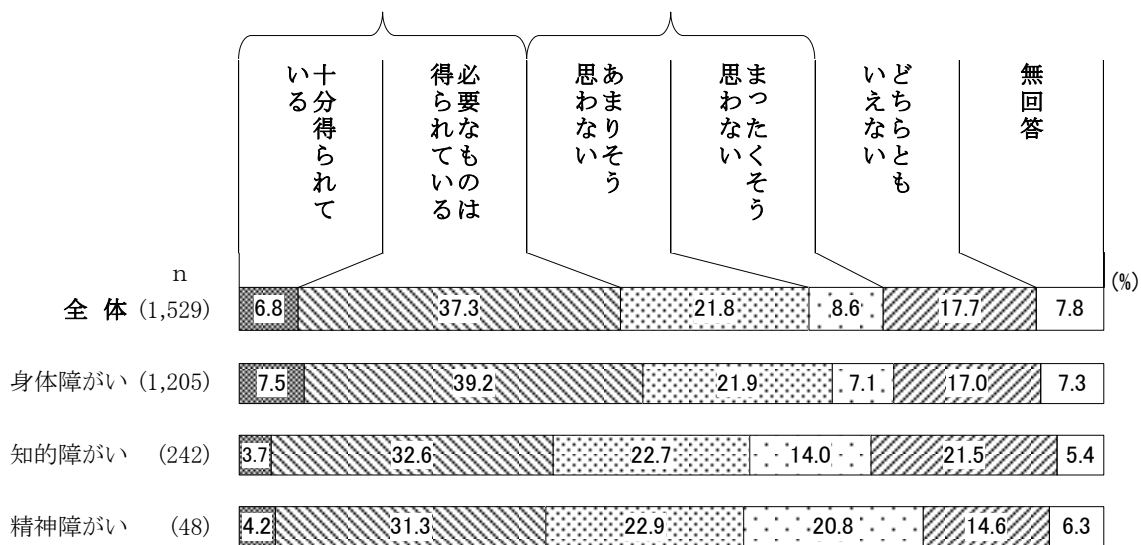
<サービスの情報源（主なもの）>



〇市のサービスの情報が《得られている》（「十分得られている」と「必要なものは得られている」の計）は、身体障がいでは46.7%となっていますが、知的障がいと精神障がいでは《得られていない》（「まったくそう思わない」と「あまりそう思わない」の計）が3割を超え、《得られている》を上回っています。

<市のサービス情報の充足度>

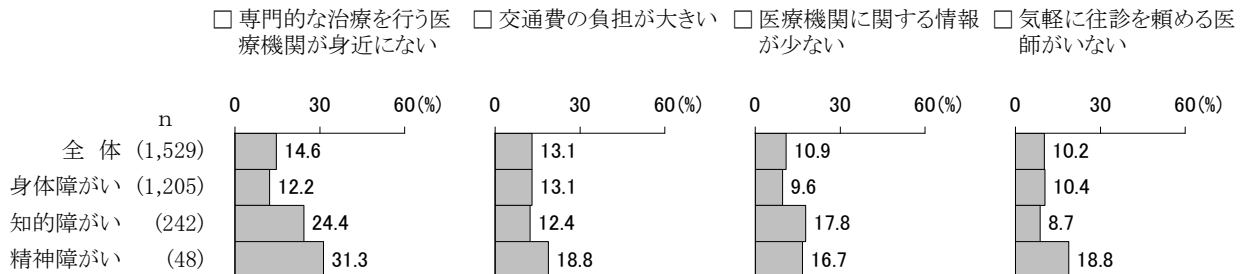
《得られている》 《得られていない》



(3) 保健・医療について

○医療の診療や定期健診、リハビリを受けるにあたり困ることは、知的障がいと精神障がいでは「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」が多くなっています。

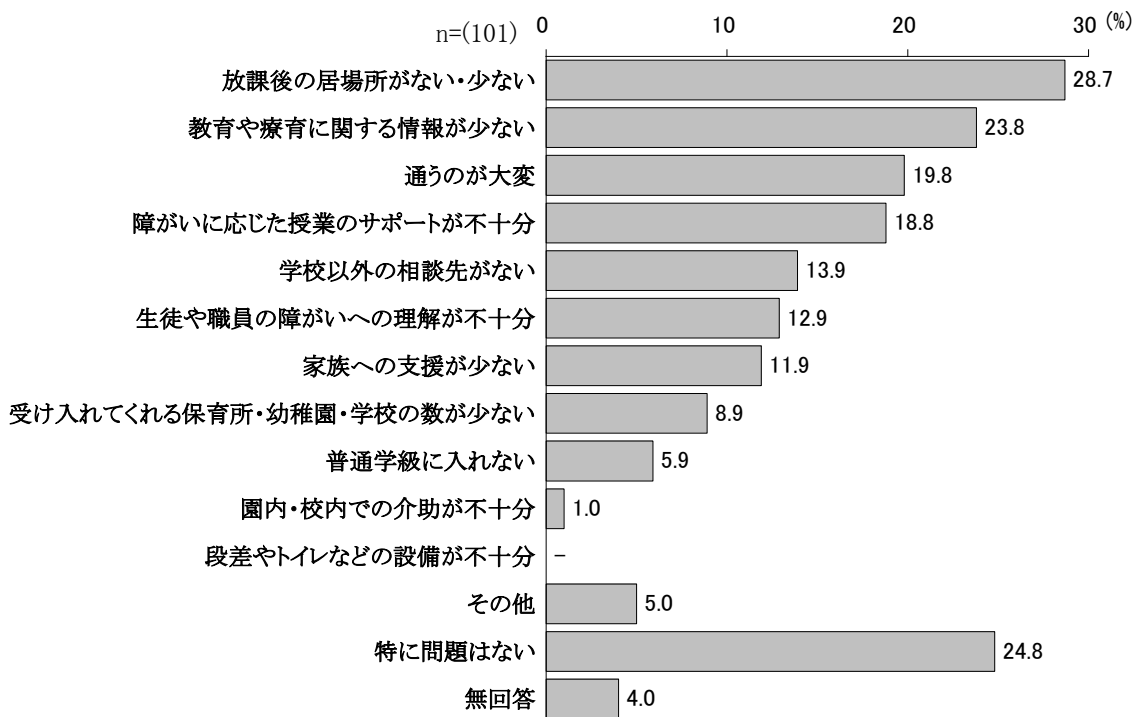
<医療機関受診の際に困ること（主なもの）>



(4) 通園・通学について

○通園・通学等で困っていることは、「放課後の居場所がない・少ない」が28.7%で最も多く、「教育や療育に関する情報が少ない」、「通うのが大変」、「障がいに応じた授業のサポートが不十分」、「学校以外の相談先がない」といった理由が続いています。

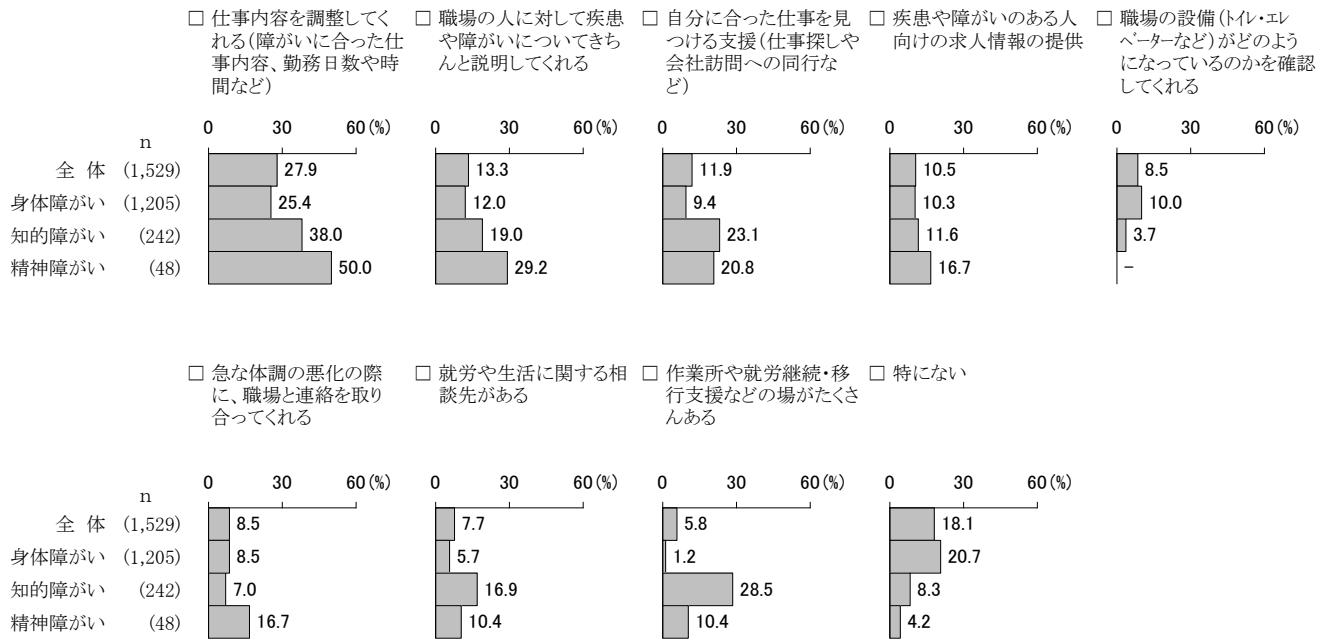
<通園・通学する上で困っていること>



(5) 就労について

○働く際にあるとよい支援は、「仕事内容を調整してくれる」が多くなっています。また、「職場の人に対して疾患や障がいについてきちんと説明してくれる」、「自分に合った仕事を見つける支援」も比較的多くなっています。知的障がいでは「作業所や就労継続・移行支援などの場がたくさんある」も28.5%となっています。

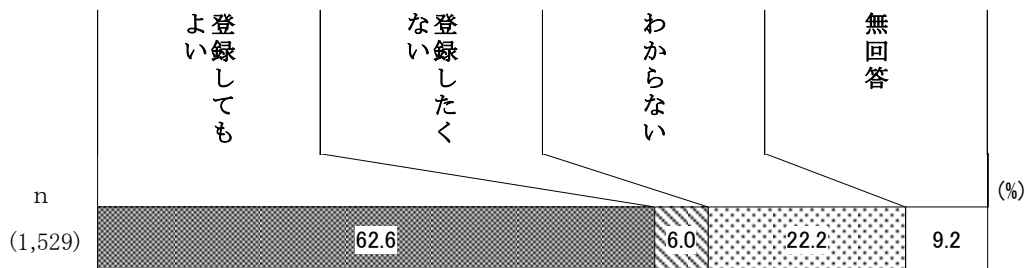
<働く際にあるとよい支援（主なもの）>



(6) 災害時の対応について

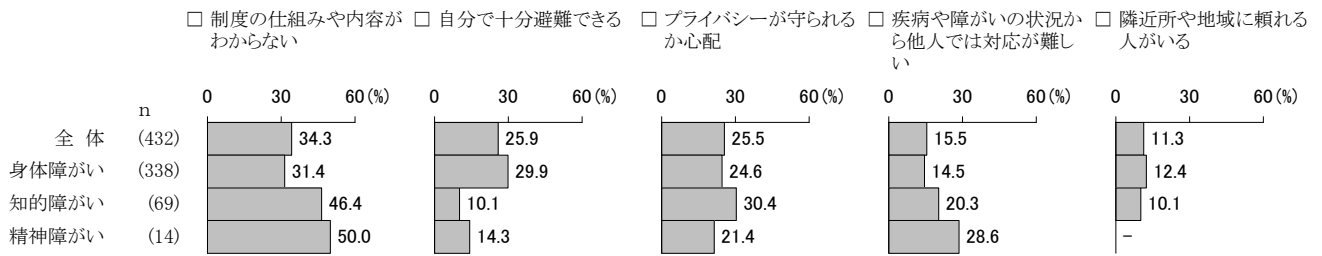
○災害時要援護者名簿への登録を希望する人は62.6%となっています。

<災害時要援護者名簿への登録意向>



○登録したくない、あるいはわからない理由としては、すべての障がい区分で「制度の仕組みや内容がわからない」が最も多い理由となっています。

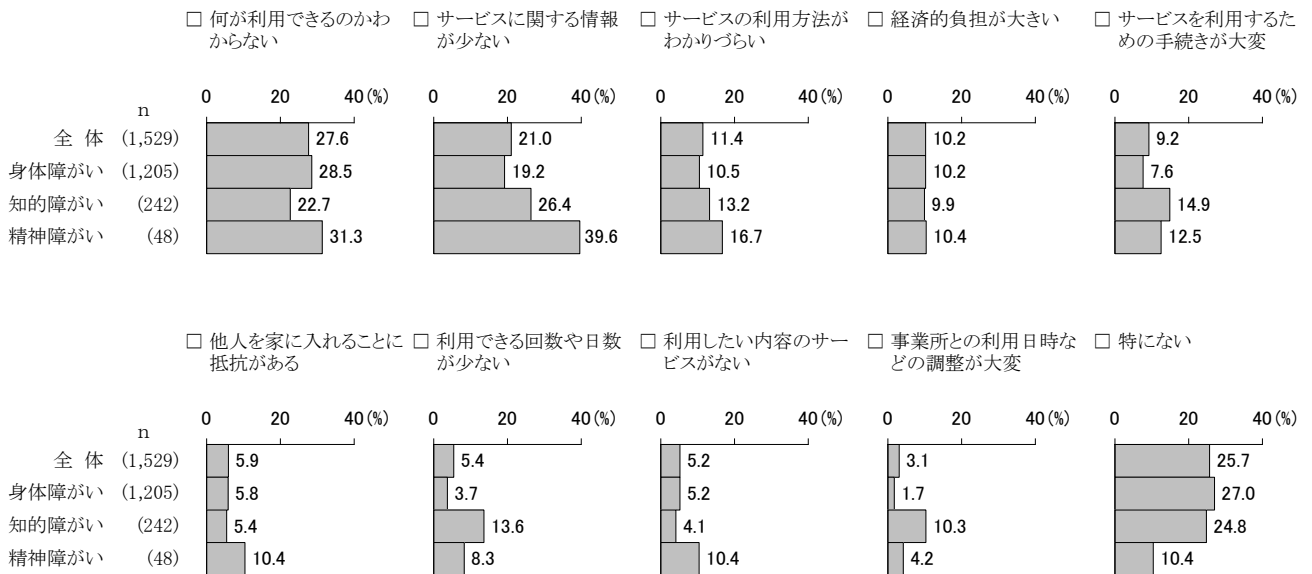
<登録したくない理由（主なもの）>



(7) サービスの利用等について

○障がい福祉サービスの利用の際に困ったり、不便なことは、「何が利用できるのかわからない」や「サービスに関する情報が少ない」が多くなっています。

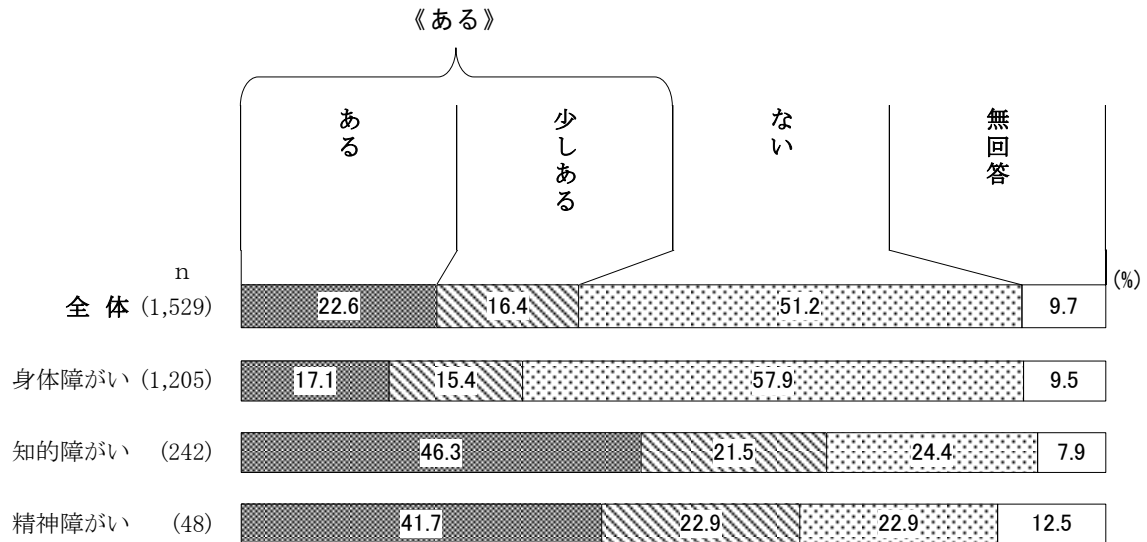
<サービスを利用する際に不便なこと（主なもの）>



(8) 障がい者差別について

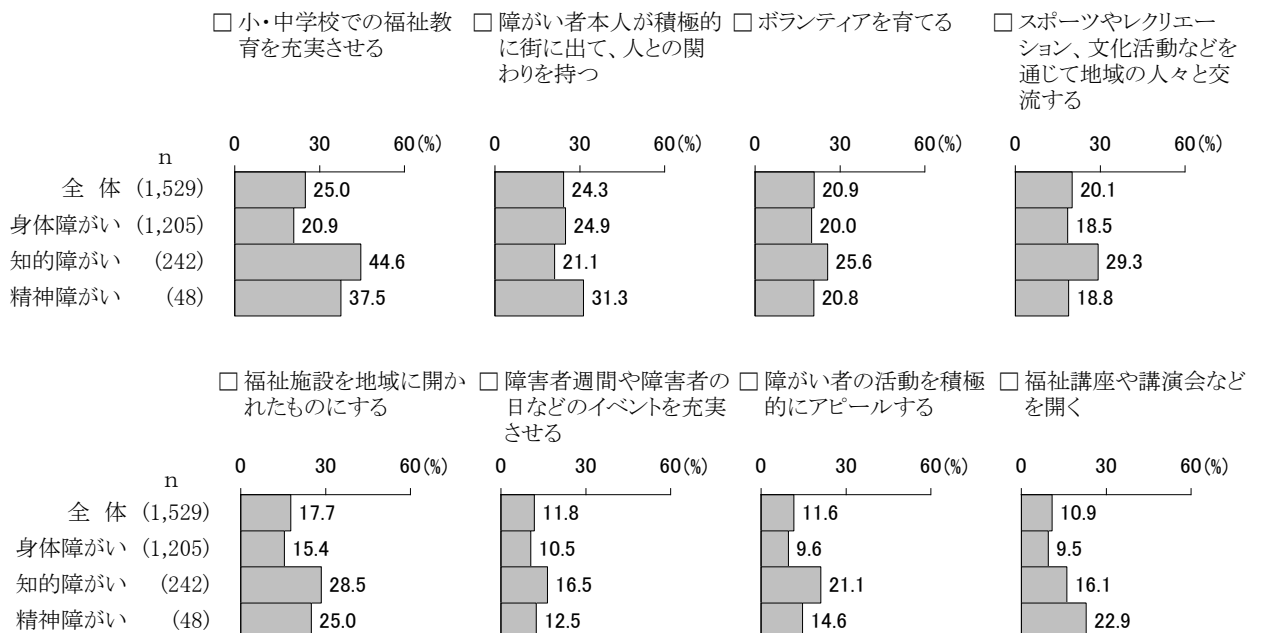
○障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことが《ある》(「ある」と「少しある」の計)は、身体障がいでは32.5%、知的障がいと精神障がいでは6割台となっており、障がい区分による差がみられます。

<差別された経験>



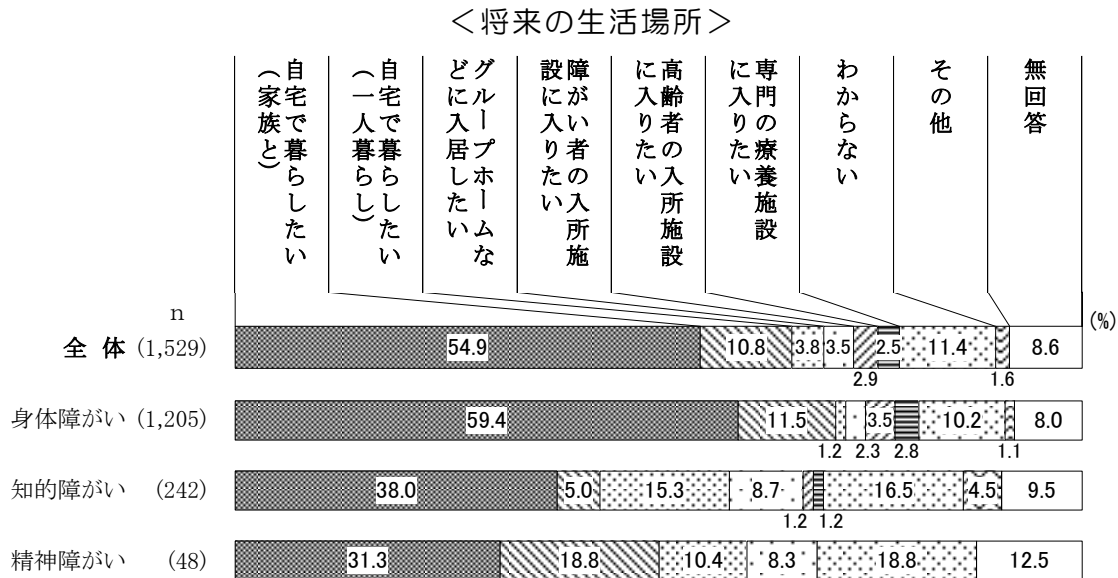
○障がい者に対する理解を深めるために今後力を入れるべきことは、「小・中学校での福祉教育を充実させる」や「障がい者本人が積極的に街に出て、人との関わりを持つ」「スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じて地域の人々と交流する」などが多くなっています。

<障がい者理解を深めるために重要なこと(主なもの)>



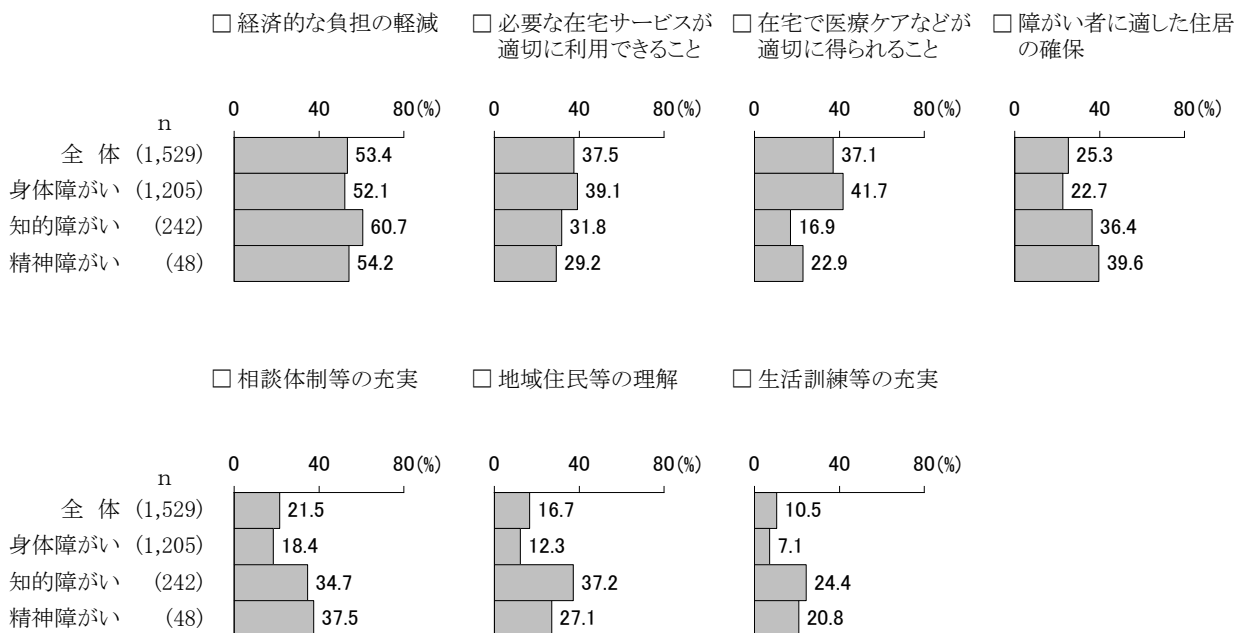
(9) 将来の暮らしについて

○将来の暮らしの希望では、すべての障がい区分で「自宅で暮らしたい（家族と）」が最も多くなっています。また、知的障がいでは「グループホームなどに入居したい」（15.3%）、精神障がいでは「自宅で暮らしたい（一人暮らし）」（18.8%）なども比較的多くみられます。



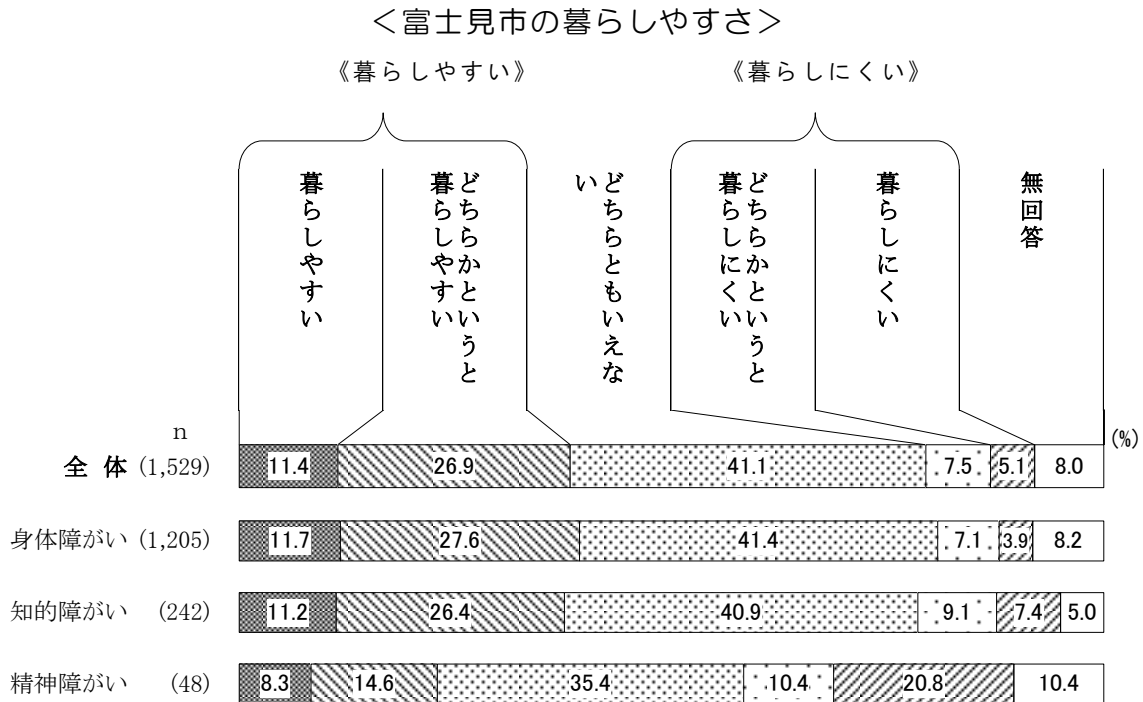
○将来にわたり地域で生活するためにあればよいと思う支援は、すべての障がい区分で「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。

＜地域生活を続けていくために必要なこと（主なもの）＞



(10) 市の障がい者施策について

○総合的に見て、現在の富士見市は障がい者にとって暮らしやすいまちであるか聞いたところ、身体障がいと知的障がいでは《暮らしやすい》（「暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」の計）は4割近くとなっています。精神障がいでは《暮らしにくい》（「暮らしにくい」と「どちらかという暮らしにくい」の計）が31.2%となっています。



○今後、市の障がい者福祉が特に充実させていくべきものとしては、「いつでも気軽に相談できる窓口の充実」が37.9%と最も多く、「地震や台風など災害時の支援体制の整備」、「障がい者が利用しやすい移動手段の整備」、「住宅の整備、住宅探しの支援」と続いています。

＜施策要望（主なもの）＞

(%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体 n=1,529	相談窓口の充実 37.9	災害時の支援体制 28.1	移動手段の整備 24.5	住宅整備等 21.1	日中の居場所 14.1
身体障がい n=1,205	相談窓口の充実 39.8	災害時の支援体制 29.0	移動手段の整備 27.1	住宅整備等 18.1	日中の居場所 12.0
知的障がい n=242	住宅整備等 35.1	就労支援 28.1	相談窓口の充実 26.9	発達障害児・者への支援／ 災害時の支援体制 24.4	
精神障がい n=48	相談窓口の充実 43.8	就労支援 37.5	日中の居場所／ 災害時の支援体制 31.3		住宅整備等 20.8

3 団体からのヒアリング調査・意見交換会の実施結果

計画策定にあたり、障がい者団体を始め、障がいに関わる関係団体等の意見や課題等を把握することを目的に、ヒアリング調査及び意見交換会を実施しました。

各団体から出された意見や課題等から重点事項を協議し、計画に反映させていただきました。

(1) 調査・意見交換会実施団体

○障がい者関係団体

- ・富士見市身体障害者福祉会
- ・富士見市心身障害児・者親の会（みのり会）
- ・富士見市聴覚障害者の会
- ・埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会富士見支部
- ・ゆいの里福祉会（含む支える会）
- ・精神障害者家族会（あゆみの会）
- ・障害児・者の保育・教育・就労を考える「クレヨンの会」
- ・富士見市特別支援学級交流会
- ・みずほ学園保護者会
- ・富士見市視覚障害者の会ひとみ

○相談支援事業者

- ・入間東部障がい者相談支援センター

○障がい福祉サービス事業者

- ・ふじの木作業所
- ・むさしの作業所
- ・NPO法人グループみずほ
- ・NPO法人アドバンス
- ・サポートハウスみんなので
- ・めぐみ会
- ・障害者就業・生活支援センターSWAN

○行政関係

- ・富士見特別支援学校
- ・みずほ学園（児童発達支援センター）

(2) ヒアリング調査

■期日 平成26年12月12日(金)

■場所 健康増進センター会議室

■参加 18団体

■議題 ・座長の選出
・各団体からの現状及び課題等のヒアリング
・その他

■ヒアリング結果の概要

各団体から出された課題や意見等を5項目に分類。

①施設の整備について

- 重度の障がいのある方の住まいの場（グループホーム）の整備が課題。
- 生活介護事業所をしているが、定員の問題で卒業生の受け入れが困難あり生活介護事業所の不足が課題。
- グループホームのニーズがあるもののホームが足りない、ショートステイの数が増えるといい。
- グループホーム利用したいニーズが多い。
- 就労移行支援事業所・就労継続支援A型・グループホームが不足している。
- 入園希望者が激増し受け入れが難しくなっている。
- 特別支援学校卒業後の進路で、施設の受け皿が少ないのでこの整備が課題。
- 保護者からの希望の多いグループホームの数が足りない。
- 施設入所を希望する保護者も多いため整備が課題である。
- 親亡き後のことが心配、入所施設やグループホームが必要である。
- 就労継続支援B型事業所を実施しているが、定員を超え受け入れが難しくなっていることから、就労継続支援B型事業所の整備が必要、同じように生活介護事業所の整備も必要。

②福祉サービスについて

- 親の時間の確保（医療的ケアの必要な方で困っている）。
- 障がいのタイプ別の支援をお願いしたい。
- 今まで障害福祉サービスだったのが65才になり介護保険利用への移行ができるのか懸念している。
- 医療的ケアが必要な生徒の受け入れが課題（施設のハード面や通学距離が長いと生徒への負担となる）。
- 成人の医療的ケアの受け入れは十分ではないものの行政と連携して受け入れている、児童の受け入れが課題である。
- ショートステイの稼働率が高くほぼ満床である。長期間のショートステイ利用が増えている。
- 介護保険ではサービスの量が足りず、障がい福祉サービスから横だしをしているケースが増えている。

- 日中は看護師の配置が可能であるが、夜間や早朝は配置が困難なことが課題、このため日中一時支援は時間限定で対応している。
- 東松山の自立支援協議会では医療的ケアについてのワーキンググループをつくり検討をしている。
- 相談の中で、短期入所・行動援護・医療的ケアについてサービスが足りていないとわかる。
- 土日の利用できる事業所がほとんどない。
- 就労継続支援B型でも就職を目指した事業所の必要性。
- 発達障がいの受け皿として放課後等デイサービスができています。
- 強度行動障害の受け皿がない、重度障がいの受け皿が少ない。
- 未就学児のサービスについて受け皿が少ない。
- 成人で日中一時支援の利用相談が増えている。
- 保育所や幼稚園への巡回相談事業を実施している、事業の増に対しての体制整備が課題である。
- 要約筆記者の確保が必要。

③相談体制と情報提供について

- 支援の情報提供を積極的してほしい。事業所について。
- 当事者の支援の他に家族にも支援が必要な場合があり、どう支援するかが課題。
- 高齢になってから視覚障がいになり、移動や読み書きへのフォローを考えてほしい。
- 親御さんに障がいがある家庭の支援が増え対応に苦慮している。
- 学校に福祉に関する情報がある学校とない学校がある。
- どこに相談したらよいかわからない。
- 事業所の空き情報がわからない。
- アンケートが行われたが、字が読めない「ろうあ者」への配慮をお願いしたい。
- 手話通訳についてiPadを活用してほしい、手話通訳者を増やしてほしい。

④差別の解消と権利擁護について

- 成年後見制度の利用支援をしてほしい。
- 精神障がい者の理解が遅れている、理解をすすめるため普及啓発や広報が必要。
- 障がいへの理解がないことが問題、あいサポート運動をすすめるのは賛成。

⑤その他

- 福祉計画の推進を自立支援協議会を活用してはどうか。
- 精神科病院を退院してアパートを借りる際に困難なことがあり、保証人制度の改善が必要と感じる。
- 運営について会員の高齢化のため五年後心配。
- 会の旅行で介助のボランティアや手話通訳者が不足している。
- 補聴器についてお店とのトラブルが増えている。

(3) 意見交換会

■期日 平成27年2月10日(火)

■場所 富士見市役所第1会議室

■参加 17団体

■議題 ・ヒアリング結果のまとめの確認
・重点事項の協議
・その他

■結果 団体等からのヒアリングや意見、社会状況等の変化を踏まえ、計画の推進にあたり以下の5項目を重点事項として取り上げ、計画に反映することを確認。

① 日中活動の場の整備(卒業後対策の推進)

特別支援学校卒業生の受入れ先として、市内の事業所では受入れの能力が不足しています。生活介護施設や就労継続B型など日中活動施設の整備が必要です。

② 暮らしの場の整備

介護者の高齢化等で、家庭での介護力を失いつつある在宅で過ごしている障がいのある方が、身近な地域で安心して住み続けられる生活の基盤としてグループホームの整備が必要です

③ 相談支援・情報提供の充実

相談窓口や情報提供の充実についての意見や回答が多く、一層の充実が求められています。相談支援体制の整備や積極的な情報提供についての方策の検討など相談支援の充実をすすめます。

④ 医療的ケアの必要な障がい者等の支援策の充実

医療的ケアの必要な障がい児者は増加傾向にあります。当事者のニーズと現在の支援策にはかい離が見られるため、関係機関と支援策の検討をすすめます。

⑤ 緊急時の対応及び災害発生時の配慮等

東日本大震災の経験から、障がい状況に配慮した対応が求められています。災害時要援護者登録制度などの活用や支援策の検討、障がいへの理解を深める取り組みが必要です。

4 施策の実施状況

(1) 第3次障がい者計画における取組み状況

第3次計画期間中（平成24年度～平成26年度）においては、主に以下の施策に取り組んできました。

第3次計画の目標①「健康で安心してくらするまち」

保健・医療サービス、福祉サービス、住まいの充実、安全体制の強化に取り組んできました。

- 妊娠・出産・子育てへの支援として、（乳幼児期・学齢期）医療機関や健康増進センター・保健所・みずほ学園・特別支援学校・教育相談室・学校教育課・児童相談所などと連携し、情報の共有を図りながら、関係機関の中で必要なサービスの検討・提供をしてきました。
- 成人期・高齢期の各期に適切な障がい福祉サービスが、提供できるように、各相談・支援部門と連携し、情報交換・共有しながら、サービスを検討してきました。
- 障がい者生活支援事業を推進するため、平成25年度から三芳町と共同で、入間東部福祉会「入間東部障がい者相談支援センター」への委託を始めました。また、同センターを指定特定相談事業所として指定し、計画相談支援事業も開始いたしました。
- 障がい者が自立した地域生活を送るために必要な「グループホーム」が、市内で初めて建設されました。運営は市内の社会福祉法人が行っていますが、市としても運営費補助を行い支援しています。
- バリアフリー化された公営住宅や、障がいの変化に応じた住宅改修の対応をはじめ、各種サービス導入組み合わせながら、住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援してきました。
- 町会、民生委員・児童委員、福祉団体等と連携し、災害時要援護者全体計画に基づき災害時の要援護者の安全対策について推進してきました。

第3次計画の目標②「可能性を広げられるまち」

教育や放課後児童対策、就労支援、図書館やスポーツ活動などの生涯学習の支援に取り組んできました。

- 障がい児教育について、乳幼児期間の関係機関との連携引き継ぎがなされ、学校教育課・教育相談室の連携により、特別支援教育推進プロジェクトチームを中心とし、各専門性を活かし特別支援教育の一層の向上に努めています。
- 放課後児童対策において、各放課後児童クラブでの受け入れがなされ、関係機関と連携がされています。また、民間の小規模な放課後等児童デイサービス事業所が年々できつつある状況です。
- 就労支援は、特別支援学校や市内外の事業者と連携しながら、ケースワーカーや就労支援センター相談員が各機関と情報の共有・関係調整をしながら、就労支援及びその継続を目指しています。
- 図書館では、点字や音声テープ、大活字資料を整備するとともに、デージー図書の実施にも努めてきました。また、対面朗読者養成のための朗読者養成講座を段階的に実施するなど、障がいに応じたさまざまなサービスに努めています。
- スポーツ活動は、埼玉県障害者スポーツ協会からの各大会開催情報の随時提供や、スポーツ推進委員が必要に応じて障がい者スポーツの研修会や指導者養成講座に参加してきました。

第3次計画の目標③「快適にくらせるまち」

道路や施設のバリアフリー、外出の支援とともに、障がい者理解や交流の促進、相談や情報提供の充実に取り組んできました。

- 新施設・大規模修繕時等については、障がい者当事者の意見を関係課と連携し、施設のバリアフリー化を進めています。
- 外出支援については、移動支援・生活サポート・福祉有償運送等、目的に応じたサービスを提供しています。
- 障がい者の理解や交流については、保育所交流・福祉教育、さらに職場体験学習などが継続されてきました。さらに平成 26 年度より「あいサポート運動」による障がいに対する理解と配慮ができるまちづくりを始めました。
- 手話通訳者派遣事業の充実を図るとともに、手話通訳奉仕養成、手話通訳者養成講習会も継続的に実施してきました。
- 広報紙の音声録音テープの作成等、障がい者のニーズを踏まえた情報提供の充実を努めました。

5 取り組むべき主な課題

これまでの取り組みが一定の成果を上げている一方、実態調査や障がい者関係団体とのヒアリングや意見交換会、社会状況等の変化から、次のような残された課題や新たにに取り組むべき課題も浮かび上がってきています。

1 差別の解消と権利擁護について

- 調査では、多くの方が「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある」と回答していることから、引き続き障がいへの理解を広め差別解消への取り組みが求められています。
- 平成28年4月には障害者差別解消法が施行されます。障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供に向けて、自治体での具体的な取り組みが求められています。
- 障がい者虐待について、平成25年度に全国の市区町村に寄せられた相談や通報件数が7,123件になっており、迅速できめ細かい支援と虐待防止の普及啓発が必要です。

2 相談体制と情報提供について

- 調査では、約30%の方がサービスなどの情報が十分に得られていない、教育や療育に関する情報が少ないといった回答や、37.9%の方が「いつでも気軽に相談できる窓口の充実」が求められています。
- 調査では、情報提供を得る方法では広報からという回答が多く、ホームページの利用者を増やすことなど様々な方法での情報提供が求められています。
- 市内には相談支援事業所が3か所ありますが、人員が不足している点や所在地が偏っているなどの課題があります。
- 相談体制の充実には、相談支援の中心的役割である相談支援専門員の育成や、専門性の高い相談に対応できる基幹相談支援センターの設置が求められています。

3 保健・福祉・医療の支援基盤の整備について

- 調査では、専門的な治療を行う医療機関が身近にないという回答が多く、精神障がいの方からは医療費の負担が大きいとの回答が多くなっています。
- 障がい児に関する調査では、放課後の居場所が少ないとの意見や身体及び精神の障がいのある方からは日中の居場所の確保を充実してほしいとの意見がありました。また、団体ヒアリングでも生活介護や就労継続支援B型施設や短期入所などの整備に関して意見がありました。

- 今後のことについてという質問では、41.7%の方が在宅で医療ケアなどが適切に得られること、知的障がいの15.3%の方がグループホームでの暮らしを望んでいます。(知的障がい者389人の15%は58人)
- 団体とのヒアリングからも、医療的ケアが必要な障がいのある方への支援の充実との意見がありました。

4 社会参加への支援について

- スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じて地域の人々と交流するという意見があり、そうした活動への支援をどのように行うかが課題となっています。
- 障がい者本人が積極的に街に出て、人との関わりを持つことが重要との意見が多く、外出することへの様々な支援の確保が課題となっています。
- 社会参加のひとつである就労について、心配なことでは、職場の人間関係や障がいへの理解に多くの回答が寄せられ、あるとよい支援の質問には、仕事内容を調整してくれる・職場の人に障がいについてきちんと説明してくれるといった回答が多いことから、就労支援センターによる支援の充実が一層求められています。

5 療育支援や教育体制について

- 小・中学校での福祉教育での充実という意見で、知的障がいや精神障がいの方からの回答が約40%となっており、学校での福祉教育の充実が求められています。

6 安心して暮らせるまちづくりについて

- 建物の設備（トイレなど）が利用しにくい、道路や駅が障がい者に配慮されていないとの回答が平均して約10%となっており、これまでの取り組みの成果がでていと考えられます。今後も誰もが暮らしやすい街づくりを推進していきます。
- 災害時要援護者名簿登録制度の内容がわからないという回答が平均で34%となっており、制度の周知が課題となっています。
- 災害時でのプライバシーに関して心配する意見が平均25%と多くなっており、プライバシーに配慮した対応が課題となっています。
- 地域に頼れる人がいると答えた割合が10%となっています。災害時に限らず、緊急時に慌てず行動できるよう、日頃から障がいのある人と家族・支援者による「自助」と、周囲の人たちからの支援による「共助」への取り組みが求められています。

第3章 計画の理念と目標

1 計画の理念

障害者基本法が改正され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が規定されました。

市ではこれまでも、障がいのある人もない人も、誰もが住みなれた地域で普通のくらしを送れる社会の構築をめざした「ノーマライゼーション」の理念、障がいのある人が心身機能の回復だけではなく、全人間的な復権の実現をめざす「リハビリテーション」の理念、先にわが国が署名した国連の「障害者権利条約」における「ソーシャルインクルージョン」の理念、及び「ユニバーサルデザイン」の理念に基づいた「共生社会の実現」を基本理念として、障がい者施策を推進してきました。

市の基本理念は改正された障害者基本法の目的規定にも合致しています。本計画においても、これまでの取組みを継承しつつさらなる施策展開を目指します。

2 施策の方向性

障がい者の日常生活や自立を支援するため、個人の特性に応じたサービスの提供や経済的負担の軽減とともに、施設整備などによる就業支援や社会参加支援に取り組めます。

また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、ともに生きともに支え合うまちを目指します。

3 計画の目標

基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標 1

相談・情報提供・権利擁護の充実

障がい特性に配慮し、相談窓口の整備や情報提供の充実に努めるとともに、権利擁護と障がい者差別解消に向けた取り組みを強化します。

基本目標 2

保健・医療サービスの充実

難病患者への支援や精神保健福祉、リハビリテーション支援や緊急時の医療体制の整備に取り組みます。

基本目標 3

福祉サービスの充実

日常生活を支える各種福祉サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などの整備に努めます。

基本目標 4

障がい児の支援体制づくり

インクルーシブ教育を推進するとともに、障がいの早期発見・療育支援、幼稚園・保育所・学校・卒業後のそれぞれの段階で切れ目なく支援を受けられる体制を構築します。

※インクルーシブ教育

障がいのある・ないに関わらず、共に学ぶことができる教育。人間の多様性を尊重し、障がいのある者が排除されることなく、その時点の教育的ニーズに最も的確に応える指導と個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育のこと。

基本目標 5

社会参加支援の充実

雇用・就労支援とともに、生涯学習活動への支援を行い、主体的な活動を支える取り組みを進めます。

基本目標 6

安心して暮らせるまちづくり

建物・道路のバリアフリー化を進めます。また、災害時の避難支援の取り組み強化など、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標 7

理解と交流の促進

あいサポート運動による啓発活動や地域において共に参加する機会の充実、当事者団体の活動やボランティア活動を支える取り組みを進めます。

「あいサポート運動」について

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して ～

誰もが、様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒に作っていく運動です。

「あいサポート運動」は、地域の誰もが障がいのあるかたと共に生きるサポーターになっていただく取り組みとして、平成 21 年 11 月 28 日に鳥取県からスタートしました。

富士見市では平成 26 年 10 月に「あいサポート運動」の推進に関する協定を鳥取県と締結し、取り組みを進めています。

「あいサポート運動」は、まず、様々な種別の障がいを知ることからはじめます。障がいを知ることにより、障がいのあるかたが日常生活で困っていることを理解します。そしてそれぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動です。（特別な技術の取得は不要です。）

あいサポート運動を実践していく方々を「あいサポーター」と呼びます。日常生活のなかで、障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のあるかたであれば、誰でもなることができます。「あいサポートバッジ」は、あいサポーターのシンボルバッジです。



「あいサポートバッジ」

4 施策の体系

基本目標	施策の方向	施策・事業名	
1 相談・情報・権利擁護の充実	1 相談体制の強化	相談支援体制の充実	
		地域における相談活動の促進	
		虐待防止・相談の充実	
	2 情報提供の充実	障がいの状況に応じた情報提供	
		広報紙、障がい者福祉のしおり等の充実	
		公共機関のファクシミリ番号の広報・案内	
		公共施設におけるファクシミリやインターネットの活用促進	
		意思疎通支援事業の充実	
	3 権利擁護の推進	権利擁護相談窓口の充実	
		成年後見制度の利用促進	
利用しやすい選挙制度の整備			
2 保健・医療サービスの充実	1 精神保健・難病疾患等への支援	難病患者等・小児特定慢性疾患患者への支援	
		精神保健・医療相談体制の充実	
		精神障がい者への相談支援・居場所・働く場の充実	
		介護保険サービスとの連携強化	
	2 歯科保健の充実	訪問診療の充実	
	3 福祉サービスの充実	1 日常生活支援の充実	訪問系サービスの充実
			日中活動系サービスの充実
			生活支援サービスの充実
			補装具・日常生活用具利用の促進
		2 外出支援の充実	外出支援サービスの充実
福祉タクシー利用券・自動車燃料費補助制度の推進			
市内循環バス特別乗車証の交付			
自動車運転免許取得・自動車改造費補助制度の推進			
3 住まいの充実		住宅改修への相談と支援	
		公営住宅の整備	
4 障がい児支援の充実	1 早期発見と療育の推進	妊娠・出産・子育てへの支援	
		乳幼児の健康の維持・増進	
		障がいの早期発見・対応	
		みずほ学園の機能充実	
		家族への支援	
		療育相談の充実	
		発達障がい児・者への支援	
		療育支援訪問事業の推進	
	2 障がい児保育の推進	保育所における障がい児受け入れ体制の整備	
		みずほ学園と保育所・幼稚園との交流・連携	
	3 学校教育の充実	教職員の指導力の向上と教育内容の充実	
		学校教育相談体制の充実	
		就学相談・進路指導の充実	
		個に応じた指導・支援の充実	
	4 放課後支援の充実	学校施設・設備の整備	
		放課後児童クラブへの障がい児の受け入れ	
施設・設備の適正管理			
	放課後等デイサービスの充実		

5 社会参加の充実	1 雇用・就労支援の充実	就労移行支援・就労継続支援事業の充実	
		学校教育における職場体験	
		障害者就労支援センターの充実	
		就労相談の充実	
		市における障がい者雇用の推進	
		民間企業における障がい者雇用の促進	
	2 生涯学習支援の充実	障がい者向け図書館サービスの充実	
		朗読者の資質向上と養成、連携の強化	
		図書館・公民館施設の整備	
3 スポーツ活動の推進	スポーツ活動機会の確保		
	スポーツ活動の指導の充実		
	スポーツ施設・設備の改善		
6 安心して暮らせるまちづくり	1 施設等のバリアフリー	福祉のまちづくりの推進	
		公共施設等の整備	
		公園の整備	
	2 道路環境の整備	安全な道路づくり	
		違法駐車、放置自転車等への対策	
		公共施設における駐車スペースの確保	
	3 市内循環バスの充実	バス運行の充実	
	4 緊急時連絡体制の強化	緊急時連絡システムの促進	
		聴覚障がい者の緊急時連絡体制	
	5 防災・防犯体制の強化	災害時要援護者の安全対策	
		防災対策の充実	
		福祉避難所の整備	
		災害時要援護者への防災備蓄品の整備	
	7 理解と交流の促進	1 障がい者理解と交流の促進	あいサポート運動の普及・啓発
			手話言語条例策定の推進
福祉教育の充実			
支援籍学習と交流及び共同学習の推進			
交流機会の拡充			
2 当事者参画の推進		障がい当事者の参加・協働の推進	
		地域自立支援協議会の充実	

第4章 施策の展開

基本目標

1 相談・情報・権利擁護の充実

施策の方向1 相談体制の強化

施策・事業名	内容	担当課
相談支援体制の充実	障がいを持つ人が地域の中で安心して生活ができるよう、身近な地域の中で相談支援を担う相談支援事業所等の整備や相談支援専門員の資質の向上を図るとともに、自立支援協議会を中心とした関係機関の意見を踏まえ、基幹相談支援センターの設置を含めた、相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
地域における相談活動の促進	地域福祉の担い手として、身近な福祉の相談に応じている民生委員・児童委員など、地域における相談活動の充実を促進します。	福祉課
虐待防止・相談の充実	虐待防止・相談窓口として、関係機関との連携を図りながら、虐待防止に向けた相談体制を推進します	障がい福祉課

施策の方向2 情報提供の充実

施策・事業名	内容	担当課
障がいの状況に応じた情報提供	広報紙をはじめとする行政情報について、音声化や音声コードの添付、点字テプラによる表記を推進し、障がいのある人の情報提供サービスを充実します。 現在、音声録音テープ等については、障がいのある人へ配布するだけでなく、図書館にも配備しています。また、声の広報は市ホームページからも聴くことができます。今後は、障がいのある人の生活実態を踏まえ、携帯電話やスマートフォンアプリを利用して広報紙を閲覧できる環境を構築するなど、時代に応じた情報提供手段の充実を図ります。	秘書広報課 障がい福祉課
広報紙、障がい者福祉のしおり等の充実	障がいのある人が必要な情報をタイムリーに入手できるよう、障がいのある人のニーズを踏まえ、「広報ふじみ」「障がい者福祉のしおり」や市ホームページ等の充実を図ります。 なお、ホームページにおいてはCMS導入後、アクセシビリティに配慮したページ作成に努めています。 今後も、障がいの有無にかかわらず、すべての人に対し速やかな情報提供ができるよう引き続き研究していきます。	秘書広報課 障がい福祉課

公共機関のファクシミリ番号の広報・案内	公共機関のファクシミリ番号の市民便利帳等への掲載についての充実を図るとともに、その広報・案内に努めます。 市民便利帳の各ページの上部にFAX番号を表示するなどの改善を行ってきました。引き続きさらなる見やすさ、使いやすさを研究していきます。	秘書広報課 障がい福祉課
公共施設におけるファクシミリやインターネットの活用促進	公共施設におけるファクシミリでの情報の受入れ体制について検討するとともに、インターネットなどの活用を図ります。	障がい福祉課 他全課
意思疎通支援事業の充実	手話通訳奉仕員養成、手話通訳者養成講習会を継続するとともに、手話通訳派遣事業の充実を図ります。また、要約筆記奉仕員の養成に努めます。 手話通訳派遣事業は、当事者や関係機関からの要請も多く、年々利用者が増加しています。引き続き、安定した派遣体制の確立と質の向上とともに、手話通訳者の地位向上に努めていきます。	障がい福祉課

施策の方向3 権利擁護の推進

施策・事業名	内容	担当課
権利擁護相談窓口の充実	障がいのある人の人権、権利を守るため、権利擁護相談窓口の充実を図ります。障害者差別解消法施行に向けて、関係各課・機関と連携するシステムづくりが急務であり、全庁的な取り組みを検討していきます。	障がい福祉課
成年後見制度の利用促進	市長申し立てや費用助成の制度化、「成年後見センターふじみ」（社会福祉協議会運営）との連携により、引き続き対象者の制度利用をサポートしていきます。	障がい福祉課
利用しやすい選挙制度の整備	投票所への簡易スロープなどの設置や聴覚障がい者向けのコミュニケーションボードの設置など、投票しやすい環境づくりに努めています。 今後も、施設管理者と協議しながら、投票所のバリアフリー化に努めるとともに、障がいのある人が利用しやすい選挙制度の周知、啓発に努めます。 また、さまざまな障がいの状況を考慮しながら、障がいのある人が選挙に参加しやすい選挙制度の改善について国、県に要請します。	選挙管理委員会

<p>差別解消に向けた 取り組みの強化</p>	<p>平成 28 年度の障害者差別解消法施行に伴い、国や地方自治体には合理的配慮が義務化されます。 この法律では、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すため、不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮が求められます。 市では、そのための施策について、国や県が定める方針等を参考にしながら、取り組んでいきます。</p>	<p>障がい福祉課 他全課</p>
-----------------------------	--	-----------------------

2 保健・医療サービスの充実

施策の方向1 精神保健・難病疾患等への支援

施策・事業名	内 容	担当課
難病患者等・小児特定慢性疾患患者への支援	難病患者等・小児特定慢性特定疾患患者の日常生活の支援を行います。対象者の把握に努め、継続して支援を行っていきます。	障がい福祉課
精神保健・医療相談体制の充実	引き続き、医療機関・保健所等との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。	障がい福祉課
精神障がい者への相談支援・居場所・働く場の充実	精神障がい者が身近なところで相談し活動できる“居場所”と“働く場”の充実に努めます。 平成23年、市内に精神障がいのある人の居場所と働く場、さらに回復途上にある人の通所機能を持つ事業所が開設され、精神障がい者支援の充実がなされてきました。今後も、相談機能とともに、居場所・働く場の充実に継続して取り組んでいきます。	障がい福祉課
介護保険サービスとの連携強化	認知症高齢者や高次脳機能障がい、精神障がいをもつ高齢者も増加しています。高齢期における介護保険への移行、介護保険との併用について、ケアマネジャー等と連携し適切なサービス調整に努めます。	障がい福祉課 高齢者福祉課

施策の方向2 歯科保健の充実

施策・事業名	内 容	担当課
訪問診療の充実	高齢者や障がいのある人が、適切な時期に歯科治療や相談を受けられるよう、市内歯科診療所の診療・相談体制の状況を把握し、普及啓発を行います。	健康増進センター 障がい福祉課 高齢者福祉課

3 福祉サービスの充実

施策の方向 1 日常生活支援の充実

施策・事業名	内 容	担当課
訪問系サービスの充実	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより以下のサービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■居宅介護（ホームヘルプサービス） ■重度訪問介護 ■行動援護 ■重度障害者等包括支援 	障がい福祉課
日中活動系サービスの充実	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより以下のサービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活介護 ■療養介護 ■短期入所（ショートステイ） ■自立訓練（機能訓練） ■自立訓練（生活訓練） ■地域活動支援センター事業 ■日中一時支援 	障がい福祉課
生活支援サービスの充実	<p>ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、身体障がい者等への各種生活支援サービスの充実を図ります。</p> <p>高齢者が増加している中、生活状況やニーズも多様化し、求められるサービス内容も多様化しています。サービス提供方法などについて、近隣自治体や先進地を参考にしつつ、取り組みや事務内容の改善を検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■寝具乾燥サービス ■配食サービス ■ふれあい収集 ■生活サポートサービス 	障がい福祉課 高齢者福祉課
補装具・日常生活用具利用の促進	<p>制度の周知に努めるとともに、窓口等でも障がいの状況に応じたきめ細やかな説明を行い、利用の促進を図ります。</p>	障がい福祉課

施策の方向 2 外出支援の充実

施策・事業名	内 容	担当課
外出支援サービスの充実	外出支援としての同行援護、移動支援事業、生活サポート事業、福祉有償運送サービスの利用促進を図ります。対象者に外出支援サービスを色々な角度で提供をしてきました。今後も引き続き制度の周知を図りながら、利用を促進します。	障がい福祉課
福祉タクシー利用券・自動車燃料費補助制度の推進	障がいのある人の外出支援の充実を図るため、引き続き制度の周知に努めていきます。	障がい福祉課
市内循環バス特別乗車証の交付	障がいのある人への市内循環バス特別乗車証の交付を促進するため、制度の周知に努めていきます。	障がい福祉課
自動車運転免許取得・自動車改造費補助制度の推進	自動車運転免許取得費などの補助制度により、積極的な就労及び社会参加を支援します。	障がい福祉課

施策の方向 3 住まいの充実

施策・事業名	内 容	担当課
住宅改修への相談と支援	住宅改修補助制度の広報・案内に努め、住まいのバリアフリー化を支援します。在宅生活の継続のため、対象者の把握と業者との連携により実施しています。引き続き制度の周知を図ります。	障がい福祉課
公営住宅の整備	障がいのある人が利用しやすい市営住宅になるよう努めます。市営住宅は現在すでに全戸バリアフリー化されています。新規の市営住宅建設等の計画がある場合にも、すべての人が利用しやすい住宅となるよう努めます。	建築指導課
グループホームの整備支援	市内にグループホームが1施設開所できたものの、引き続き高い需要があります。地域生活の拠点と生活訓練を可能にするグループホームの整備について、今後も取り組んでいきます。	障がい福祉課

4 障がい児支援の充実

施策の方向 1 早期発見と療育の推進

施策・事業名	内 容	担当課
妊娠・出産・子育てへの支援	<p>妊娠・出産・子育ての不安や悩みを軽減できるよう、気軽に相談でき、かつ専門性の高い相談体制の充実を図ります。また、両親学級・乳児母乳相談等各事業の充実を図ります。</p> <p>また、各保育所での電話相談の実施や、あそぼう会等の時などにも相談ができる体制をとっています。今後も気軽に相談できる体制の充実を図ります。</p> <p>相談機関が複数あることで保護者が様々な所に相談できる等の相談しやすさにつながっていますが、その一方で、相談機関や支援機関が多岐に渡っていることで連携が不十分なものもあるため、早期療育部会の中で、有効な連携について考えていきます。</p>	健康増進センター 保育課 障がい福祉課
乳幼児の健康の維持・増進	<p>乳幼児健康診査の受診の促進を図るとともに、未受診者の把握とフォローに努めます。</p> <p>受診の促進を図るため、個別の案内、広報、ホームページ等による受診案内の他、電話や勧奨の手紙を複数回実施しています。未受診者に対しては、保育所入所状況やDV相談の有無を関係機関に確認後、保健師が訪問しています。さらに、未受診者の把握とフォローについては他機関と協力して把握に努めています。</p> <p>健診内容をより充実させるとともに、未受診に対しては他機関の協力を得ながら状況を把握し、必要な支援につないでいきます。</p>	健康増進センター 障がい福祉課
障がいの早期発見・対応	<p>乳幼児健診・二次相談と専門の療育事業との連携を強化するために、早期療育部会を充実させます。</p> <p>早期療育部会は年4回開催し、療育が必要なケースについての情報共有を図っています。</p> <p>近年、発達に遅れのある児童が急増し、みずほ学園のみでは十分な支援が行き届かないケースも発生しつつあり、各機関が主催するグループ教室等を最大限活用することで、障がいの早期発見・対応につなげていきます。</p>	健康増進センター みずほ学園 障がい福祉課

みずほ学園の機能充実	<p>児童福祉法に基づく児童発達支援センターに指定されている「みずほ学園」は、入園せずに地域に暮らす中でもその支援が受けられるよう、保育所等訪問支援の実施など、地域支援を強化してきました。また、平成 27 年度からは「障害児相談支援事業」を実施する予定です。今後は引き続き、発達支援の充実・強化、外来児童への事業拡充、関係機関とのネットワーク化、施設の開放と併用通園の実施、専門スタッフ等の配置を図り、地域における中核機能を充実させていきます。</p>	みずほ学園
家族への支援	<p>発達に遅れのある児童の親子通園、父母会、保護者会、面談等さまざまな機会を通して、家族への支援を図るとともに、親同士の情報交換の場を設け、発達に遅れのある児童を持つ家族の精神的な負担軽減を図ります。</p> <p>近年ではインターネットを利用した自発的なネットワークも立ち上がり、つながりや情報交換の場となっています。しかし一方で、情報格差や情報の不正確さも懸念されます。</p> <p>正確・適切な情報を提供する必要性からも、これまで通りさまざまな機会を通して情報交換の場を設定し、家族支援を行っていきます。</p>	みずほ学園
療育相談の充実	<p>発達診断を必要とする児童について、精神科医師による評価、児童の発達診断、親への養育指導、専門的検査への繋ぎと支援方針の協議、支援者への技術的助言などを実施しています。</p> <p>市で実施することの必要性について検証しながら、市民サービスの低下を招かない形で療育相談を継続していきます。</p>	障がい福祉課
発達障がい児・者への支援	<p>発達に遅れのある児童のライフステージに応じて、役割分担を明確にし、相談・支援体制を構築してきました。平成 27 年度からはみずほ学園で行われる「障害児相談支援事業」を通じて、児童への対応強化につなげていきます。</p> <p>教育・保育分野においては、市内関係機関による合同研修会の開催、保育所への巡回相談、就学相談における修学前機関と小中特別支援学校との連携を進めてきました。</p> <p>今後も、発達に遅れのある児童の保育所・幼稚園への巡回相談を継続的に実施し、早期療育部会を中心とした関係機関のネットワークづくりをさらに充実するとともに、学校機関との連携を深め、相談対応ができるよう努めます。</p>	<p>学校教育課 特別支援学校 教育相談室 障がい福祉課 保育課 みずほ学園</p>
療育支援訪問事業の推進	<p>関係機関等から療育支援が必要と判断され家庭に対し、必要な専門家がその居宅を訪問し、療育に関する指導、助言等を行うとともに、当該家庭の適切な療育の実施を促進します。</p>	障がい福祉課

施策の方向2 障がい児保育の推進

施策・事業名	内 容	担当課
保育所における障がい児受入れ体制の整備	障がい児に関する研修を毎年実施するとともに、みずほ学園の外来相談支援なども利用し資質向上を図ってきました。引き続き研修等を通して、受入れ体制の向上に努めます。	保育課
みずほ学園と保育所・幼稚園との交流・連携	みずほ学園と保育所・幼稚園との交流機会の拡充を図り、障がい児保育等の一層の充実に努めます。また、併用通園について連携を深めます。 これまで、月2回、みずほ学園と保育所・幼稚園との交流保育を進めてきました。また、保育所等訪問支援の開始により、保育所・幼稚園とみずほ学園の連携がより深まっています。今後も、併用通園や保育所等訪問支援を周知し、より連携を深めていきます。	みずほ学園 保育課

施策の方向3 学校教育の充実

施策・事業名	内 容	担当課
教職員の指導力の向上と教育内容の充実	インクルーシブ教育を推進するため、市特別支援教育推進プロジェクトチームを中心とし、通級指導教室・特別支援学級・富士見特別支援学校の専門性を活かし、特別支援教育の一層の向上に努めます。また、特別支援教育コーディネーター研修会及び特別支援学級担当研修会等を充実させ、学校内での支援体制を整備するとともに、教職員の資質向上を図ります。 特別支援教育プロジェクトチーム会議を実施し、特別な配慮を要する児童生徒への支援、研修会の企画等を行っていきます。また、特別支援教育コーディネーター研修会及び特別支援学級担当研修会を開催し、特別支援学級担当研修会については富士見特別支援学校のもつ指導法等の共有化を図ります。 富士見特別支援学校が担う地域のセンター的機能と同様に、各校の特別支援学級が校区内のセンター的機能を担えるよう、支援体制の充実を図ります。	学校教育課 教育相談室
学校教育相談体制の充実	市特別支援教育推進プロジェクトチームの活用、市教育相談室の特別支援教育相談の充実、スクールカウンセラー（臨床心理士）との連携、巡回教育相談の活用など、相談体制の充実を図ります。 市教育相談室で受け付けた相談の中で、発達障がいや知的障がい等に関する相談は全体の約40%を占めるに至っています。市特別支援教育推進プロジェクトチームのさらなる活用を推進し相談体制の充実に取り組みます。	学校教育課 教育相談室

就学相談・進路指導の充実	校内就学支援委員会を活性化させ、就学相談・進路指導の充実を図ります。 市教育相談室で受け付けた相談の中で、就学相談は全体の約10%を占めています。現在も、各校の就学支援委員会専門委員や進路指導主事、市教育相談室を中心に、丁寧に相談を進めていますが、本人や保護者の希望を尊重しつつ、社会的自立に向けた支援を充実するため、引き続き相談体制の充実に努めます。	学校教育課 教育相談室
個に応じた指導・支援の充実	一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実を図るため、小中学校の通常の学級及び特別支援学級並びに特別支援学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、「すこやか支援員」を配置し、学校生活上の介助や学習支援を行います。 現在、市内小中特別支援学校のニーズに応じてすこやか支援員を配置し、学校の方針に従い担任や学習支援員等と連携して支援にあたっています。学校の方針に従いより効果的な支援ができるよう、すこやか支援員に対する研修を充実させ、資質の向上を図ります。	学校教育課
学校施設・設備の整備	障がいのある子どもも利用しやすい施設・設備の改善について、大規模改修等に併せて整備を図ります。	教育政策課

施策の方向4 放課後支援の充実

施策・事業名	内 容	担当課
放課後児童クラブへの障がい児の受け入れ	障がい児研修（外部研修）に参加し、発達障害などの知識や理解を深めるとともに、市子どもを守る地域協議会に参加するなどして関連機関と連携を図っています。今後も指導員の養成・確保を図るとともに、資質の向上に努めます。	保育課
施設・設備の適正管理	玄関に段差がある施設にはスロープを設置し、障がい者対応トイレもほぼすべてのクラブに設置されています。引き続き、スロープ、障がい者対応トイレ等の適正な維持管理に努めます。	保育課
放課後等デイサービスの充実	富士見特別支援学校内に、市内社会福祉法人運営の放課後デイ施設の建設が予定されています。現状の民間運営の施設も含め、放課後デイサービスの充実に努めます。	障がい福祉課

5 社会参加の充実

施策の方向 1 雇用・就労支援の充実

施策・事業名	内 容	担当課
就労移行支援・就労継続支援事業の充実	特別支援学校卒業生の受け入れ先確保や、就労支援のための公共施設や民間企業の実習先を確保する等、就労移行支援・就労継続支援事業の充実を図ります。これまでに、特別支援学校との定期的な連携により支援が充実してきています。今後はさらに、重度心身障害児の卒業後の就労・生活両面からの支援と生活介護施設の確保が課題です。	障がい福祉課
学校教育における職場体験	富士見特別支援学校高等部生徒の産業現場実習など、学校教育における職場体験を実施します。 社会自立をめざし、発達段階や本児の特性に応じて、小学部・中学部との指導の継続を図りながら推進していきます。	学校教育課
障害者就労支援センターの充実	ハローワークや就労移行支援・就労継続支援事業者、関係機関などと連携し、障がいのある人の就労相談や支援を実施するため、ケースワーカーや各関係部署と連携しながら障害者就労支援センターの充実を図ります。	障がい福祉課
就労相談の充実	ハローワーク及び近隣自治体等との共催による「入間東部障害者就労面接会」への参加を促進します。障がい者就労支援センター機能が年々向上し、面接会参加のみでなく就労相談の充実が図られてきています。	産業振興課 障がい福祉課
市における障がい者雇用の推進	現在の雇用状況等を勘案しながら、計画的な障がい者雇用の促進を図ります。 また、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、平成28年4月1日から施行させることを踏まえ、障がいの有無に関係なく、誰もが等しく市職員採用試験の受験機会が得られるよう、研究し改善していきます。	職員課
民間企業における障がい者雇用の促進	関係機関と連携し、民間企業における障がい者への理解の向上と雇用の促進を図ります。 障がい者就労支援センター機能が年々向上し、雇用実績も上昇しています。引き続き、障がい者就労支援センターを中心に、民間企業への雇用の促進していきます。	産業振興課 障がい福祉課

障がい者支援施設等からの優先調達の推進	障害者優先調達法に基づき、障がい者就労施設等から優先的に物品及び役務の調達することにより、障がい者就労当施設で就労する障がい者の自立の促進を図ります。毎年、調達方針を策定して市ホームページに掲載します。調達実績は、市役所で使用する印刷物等の発注や役務として公園、道路等の維持管理などがありますが、今後もホームページや市広報等で周知を図りながら、物品及び役務の調達を拡大していきます。	障がい福祉課 各課共通
---------------------	---	----------------

施策の方向2 生涯学習支援の充実

施策・事業名	内容	担当課
障がい者向け図書館サービスの充実	拡大読書機、音声パソコン、対面朗読、デイジー図書など、さまざまな障がいの状況に応じた蔵書等の整備を推進し、周知に努めます。 障がい者向け事業の実施においては、障がい者の方が参加しやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課・ 中央図書館
朗読者の資質向上と養成、連携の強化	朗読者養成講座の充実と新規朗読者の養成に努めるとともに、朗読者との連携を深めていきます。 音訳者養成講座を段階ごとに実施し、朗読者の技能向上に努めています。今後も引き続き実施していきます。	生涯学習課・ 中央図書館
図書館・公民館施設の整備	バリアフリーに配慮した施設・設備を適切に維持していきます。	生涯学習課・ 中央図書館 公民館

※デイジー（DAISY）

デジタル録音図書を実用化するための国際的な標準で、障がいなどで本を読めない方のための「音声録音図書」の「国際標準」です。例えば、音楽がレコード盤やカセットテープからCDに変わったように、録音図書もカセットテープからCDに変わりアナログからデジタルに変わりました。

施策の方向3 スポーツ活動の推進

施策・事業名	内容	担当課
スポーツ活動機会の確保	必要に応じて障がい者スポーツ教室の支援を行うなど、障がいのある人も一緒に参加できるスポーツ活動機会の拡充に努めます。	生涯学習課
スポーツ活動の指導の充実	さまざまな障がいの状況に応じた指導を図るため、必要に応じてスポーツ推進委員など指導者の、障がい者スポーツの研修会や指導者養成講座への参加促進に努めます。	生涯学習課
スポーツ施設・設備の改善	スポーツ施設への障がい者対応トイレやスロープなどの設置に努めます。	生涯学習課

6 安心して暮らせるまちづくり

施策の方向1 施設等のバリアフリー

施策・事業名	内 容	担当課
福祉のまちづくりの推進	障がいのある人や高齢者など、誰もが暮らしやすいまちをつくるため、「埼玉県建築物バリアフリー条例」に基づき、福祉のまちづくりを関係機関が連携しながら推進します。	建築指導課 高齢者福祉課 障がい福祉課
公共施設等の整備	障がいのある人が利用しやすいよう、公共施設・公共の施設の設備の改善を図るとともに、今後もバリアフリーに配慮した施設整備に努めます。	障がい福祉課 関係各課
公園の整備	既存公園の改修や新設公園整備に際し、園路勾配の緩和やオストメイトトイレの導入等、障がい者に配慮した整備を実施しています。今後も障がいのある人が利用しやすいよう、公園施設の整備に取り組んでいきます。	まちづくり 推進課

施策の方向2 道路環境の整備

施策・事業名	内 容	担当課
安全な道路づくり	歩道や視覚障がい誘導用ブロック、交通安全施設の整備を進めます。	道路治水課
違法駐車、放置自転車等への対策	放置自転車対策として、放置自転車クリーンキャンペーンやふじみ野駅東西駐輪場の駐輪ラックの増設、違法駐車対策として鶴瀬駅西口の自動車駐車場の整備などを実施してきましたが、今後も、違法駐車や放置自転車等に対する市民のマナーの向上に努め、駅前の指導・整理業務を進めるとともに、近隣自治体、警察、鉄道会社等関係機関への働きかけに努めます。	交通・管理課
公共施設における駐車スペースの確保	公共施設において、障がい者や高齢で歩行が困難な方、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な方などが駐車できる、専用駐車スペースの確保と円滑に利用できるよう、維持・整備に努めます。	障がい福祉課 関係施設

施策の方向3 市内循環バスの充実

施策・事業名	内容	担当課
バス運行の充実	市内循環バスについては、ステップリフト付きバスを運行し、車いす利用者への対応も実施しています。次回車両更新時にはノンステップバスの導入を検討します。 また、利用者のニーズに応じたバス運行の改善を図ります。その際には、市民のニーズや移動実態などを把握したうえ、市民や学識経験者などの参加による組織を立ち上げ、地域の実情にあった公共交通体系の構築を目指します。	交通・管理課

施策の方向4 緊急時連絡体制の強化

施策・事業名	内容	担当課
緊急時連絡システムの促進	緊急時連絡システムの充実を図ります。	障がい福祉課 高齢者福祉課
聴覚障がい者の緊急時連絡体制	緊急車両を必要とする聴覚障がい者の手話通訳者への連絡システム、緊急時連絡システム等の充実を図るとともに、連絡体制の強化に向けた取り組みを進めます。	障がい福祉課

施策の方向5 防災・防犯体制の強化

施策・事業名	内容	担当課
災害時要援護者の安全対策	富士見市地域防災計画・災害時要援護者避難支援プラン全体計画に基づき、災害時要援護者の安全対策を推進します。 「市災害時要援護者登録制度」の活用により、行政、町会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織が連携し、市内各町会において、災害時要援護者の災害時における安全対策を推進しています。 今後さらに、登録制度の重要性を市民に積極的に伝え、登録者数の増加を図るとともに、個人情報保護に配慮しながら、消防・救急機関等との災害時要援護者情報の共有体制や災害時の役割分担と連携体制の整備を進めます。 また、災害時要援護者リストとマップ等を適時最新情報に更新作成するなど、日頃から災害時要援護者の状況把握に努め、災害発生時に適切かつ速やかにニーズに沿った対策を実施できるよう体制を整備していきます。	安心安全課 福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課 関係各課

<p>防災対策の充実</p>	<p>障がい者団体等との懇談会などを通じ、障がいのある人の生活実態に即した防災対策、避難所や避難経路の周知、情報伝達手段の活用を図ります。</p> <p>防災対策の充実のため、機会があるごとに、障がい児・者及び家族や支援者と懇談しながら、生活実態を把握し、対策を考えるとともに、ヘルプカードや避難所一覧等の配布、ホームページでの公開などにより周知を図っていきます。</p> <p>また、防災行政無線・防災メール・緊急速報メール・広報車・ホームページ等、さまざまな情報伝達手段ができる体制の整備を推進しています。</p> <p>引き続き、富士見市地域防災計画・災害時要援護者避難支援プラン全体計画に基づき、防災対策の充実に取り組みます。</p>	<p>安心安全課 障がい福祉課 関係各課</p>
<p>福祉避難所の整備</p>	<p>避難所における障がいのある人の支援、介護体制の充実を図ります。また、避難所から医療施設や福祉避難所までの輸送等における体制整備を図ります。</p> <p>福祉施設・近隣市町との協定等の締結にむけ、災害時の連携強化を推進しています。</p> <p>引き続き、協定等の締結にむけて取り組みます。</p>	<p>安心安全課 福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課</p>
<p>災害時要援護者への防災備蓄品の整備</p>	<p>災害時や避難所における聴覚障がい者への必要な配慮として「バンダナ」を、また障がいを持つ方を対象に緊急連絡先や必要な支援などが記載できる「ヘルプカード」の配布を推進します。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>防災訓練への参加促進</p>	<p>防災訓練の実施にあたっては、さまざまな人の訓練への参加を推進しています。地域の防災組織へ障がいの理解を進めるとともに、認知症や障がいのある人が防災訓練等に参加しやすい条件(手話通訳者、ヘルパーの派遣等)を検討・整備し、訓練への参加の促進を図ります。</p>	<p>安心安全課 福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課</p>

7 理解と交流の促進

施策の方向1 障がい者理解と交流の促進

施策・事業名	内 容	担当課
あいサポート運動の普及・啓発	障がいの有無にかかわらず、市民が互いに支え合い、尊重しながら共に生きる地域社会(共生社会)実現のため、社会福祉協議会と連携しながら、市民、事業所等を対象に「あいサポーター研修」を実施し、この運動の普及啓発を推進していきます。	障がい福祉課 他全課
手話言語条例策定の推進	手話の普及、ろう者とそれ以外の人、相互理解が図れ、個人と人格を互いに尊重する共生社会を実現するための条例を、障がい者当事者やその支援者や市民と協働で策定していきます。	障がい福祉課
福祉教育の推進	社会福祉施設との連携を図りながら、学校教育におけるボランティア・福祉教育の一層の充実を図ります。	学校教育課
支援籍学習と交流及び共同学習の推進	障がいのある子どもとない子どもの交流や共同による学習を推進し、ノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。また、校内の通常の学級と特別支援学級の交流も積極的に進め、地域で共に生きる人間関係作りを推進します。	学校教育課 教育相談室
交流機会の拡充	幅広い交流の場として、市民福祉活動センター「ぱれっと」等の活用を推進します。 福祉スポーツ大会をはじめとする各種イベントなどを通じ、障がいのある・なしにかかわらず参加できる交流機会を拡充します。	福祉課 障がい福祉課

施策の方向2 当事者参画の推進

施策・事業名	内 容	担当課
障がい当事者の参加・協働の推進	事業の企画段階から障がいのある人の参加を得ながら、各種行事の開催・充実を図ります。	障がい福祉課 他全課
地域自立支援協議会の充実	地域自立支援協議会の活動を通じ、障がい当事者、事業者、関係機関、幅広い市民との協働の輪を広げるとともに、障がいへの理解の促進を図ります。	障がい福祉課

第5章 障がい福祉サービスの推進 (第4期障がい福祉計画)

1 障がい福祉サービスの実施状況

第3期障がい福祉サービスの実施状況は以下の通りです。

①指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績値		計画値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	時間数	2,994	3,118	2,590	2,719	2,854
	人数	79	83	68	78	84
生活介護	人数	143	148	140	146	153
自立訓練(機能訓練)	人数	0	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人数	3	4	1	1	1
就労移行支援	人数	15	14	17	19	21
就労継続支援(A型)	人数	5	10	5	6	7
就労継続支援(B型)	人数	97	104	68	72	76
療養介護	人数	7	7	3	3	3
短期入所(ショートステイ)	日数	110	141	24	25	26
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	人数	14	16	14	18	20
施設入所支援	人数	96	96	110	112	114
計画相談支援	人数	6	40	70	130	317
地域移行支援	人数	0	0	1	3	10
地域定着支援	人数	0	0	1	2	6

② 地域生活支援事業

(年あたり)

サービス種別		単位	実績値		計画値		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①相談支援 事業	障害者相談支援事業	箇所	0	1	1	1	2
	地域自立支援協議会	有無	無	無	—	—	—
	相談支援機能強化事業	有無	無	無	無	無	無
②成年後見制度利用支援事業		有無	有	有	3件	5件	7件
③コミュニケ ーション支 援事業	手話通訳者派遣事業	人数	748	736	689 (件数)	702 (件数)	716 (件数)
	要約筆記派遣事業	人数	15	15	8 (件数)	9 (件数)	10 (件数)
	手話通訳者設置事業	有無	無	無	—	—	—
④日常生活 用具給付等 事業	介護・訓練支援用具	給付 件数	7	6	3	4	4
	自立生活支援用具	給付 件数	12	20	12	12	12
	在宅療養等支援用具	給付 件数	10	5	10	10	10
	情報・意思疎通支援用具	給付 件数	27	31	26	28	30
	排泄管理支援用具	給付 件数	1,860	1,812	1,779	1,850	1,924
	居宅生活動作補助用具	給付 件数	0	0	2	2	2
⑤移動支援事業		人数	109	101	110	114	118
⑥地域活動支援センター		箇所	2	2	1	1	1
⑦自動車運転免許取得・改造費助成事業		件	0	1	3	3	3
⑦日中一時支援		人数	44	44	27	29	31

2 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

「障害者総合支援法」に基づき、指定障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の各事業について、以下のように見込み量を定めます。

(1) 訪問系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時の同行、移動に必要な情報提供などの、移動の援護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

< 見込み量 >

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	3,282	時間	4,636	時間	5,609
	87	人	100	人	115	人

※数値は一月あたりの見込み。「人」は実利用者数、「時間」は延べ利用時間数。

< 見込み量の確保に向けて >

障がいがあっても地域で暮らしたいニーズに対応するため居宅介護の利用は増加しております。今後、難病患者等の対象者拡大に伴い、サービス利用ニーズの増加が予想されるため、総サービス量では増加する見込み。また、介護保険サービスと障害福祉サービスの併給に関しては、障がい者相談支援事業所、介護支援専門員(ケアマネジャー)や、障がい担当ケースワーカー等関係機関の連携を図り、必要なサービスが行き渡るよう配慮します。また、課題となる居宅介護の担い手の確保については方策の検討を行っていきます。

重度訪問介護は、寝たきり等の重度の障がい者が利用することを想定したサービスであり、重度化の進行や、平成26年4月より知的障がい者及び精神障がい者等にも対象が拡大された事により増加傾向になると見込んでいます。平成26年10月現在、市内には4事業所等が整備されていますが、知的障がい・精神障がいに対応した事業所が少なく、これらの整備・充実が課題となっています。サー

ビス提供できる事業所が増えていくよう、居宅介護サービス事業所等に対し、働きかけを行っていきます。

同行援護はサービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のサービスであるため、介護保険と併給で利用する65歳以上の視覚障がい者が増えています。平成26年10月現在、市内には4事業所ありますがヘルパーの不足が続いており、担い手の確保について検討していきます。

行動援護は重度の行動障がいのある方のための外出を支援するサービスです。過去の相談実績等から今後もサービス利用ニーズは増加傾向にあると考えられます。平成26年10月現在市内には2事業所が整備されておりますが、未だ充分ではないため、居宅介護事業所等に働きかけるとともに、担い手の確保について検討していきます。

重度障害者等包括支援は、サービス提供を行える従事者要件が厳しいなどの理由により、平成26年10月現在、市内においてサービスを提供する事業所はありません。利用希望がある場合には、本人の障がいの程度等を勘案し、適切なサービスを組み合わせ提供することとしています。

(2) 日中活動系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

< 見込み量 >

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人日分	人	人日分	人	人日分	人
生活介護	2,983	人日分	3,534	人日分	3,572	人日分
	157	人	163	人	188	人
自立訓練(機能訓練)	23	人日分	23	人日分	23	人日分
	1	人	1	人	1	人
自立訓練(生活訓練)	80	人日分	80	人日分	80	人日分
	4	人	4	人	4	人
就労移行支援	272	人日分	289	人日分	306	人日分
	16	人	17	人	18	人
就労継続支援(A型)	187	人日分	204	人日分	221	人日分
	11	人	12	人	13	人
就労継続支援(B型)	1,808	人日分	1,824	人日分	1,856	人日分
	113	人	114	人	116	人
療養介護	7	人	7	人	7	人
短期入所(福祉型)	168	人日分	176	人日分	184	人日分
	21	人	22	人	23	人
短期入所(医療型)	8	人日分	16	人日分	16	人日分
	1	人	2	人	2	人

※数値は一月あたりの見込み。「人」は実利用者数、「人日分」は延べ利用日数。

< 見込み量の確保に向けて >

【生活介護】

平成26年10月現在、市内には2事業所（定員30名）が整備されています。過去の相談実績や特別支援学校卒業生等を見込み年間3～4人利用者の新規利用者増を見込んでいます。

しかし、定員に対して見込み量には大きな差があることから、現状市外の事業所を利用している状況に鑑みて、新たな生活介護事業所やニーズが増えつつある医療的ケアを必要とする重度の障がいをもつ方の受け入れができる、事業所の整備が急務と考えられます。

生活介護事業所の整備については、社会福祉法人やNPO法人などと協議をすすめていきます。

【自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）】

平成26年10月現在、市内には自立訓練の事業所はなく、他地域にある国立や県立の施設を利用している状況です。

【就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）】

就労移行支援は平成26年10月現在、市内では1事業所（定員6人）が整備されている他、隣接地に2事業所、鉄道で30分圏内にも就労移行支援事業所があり希望者の選択肢が広がっています。今後も積極的な情報提供などを行うとともに、既存事業所との連携をすすめていきます。

平成26年10月現在、市内にはA型1事業所（定員20人）、B型3事業所（定員66人）が整備されております。しかし現在の利用状況、特別支援学校卒業生等によるニーズや事業所との情報交換など勘案したところ、受け入れが難しくなっている事業所もあり、平成29年度までに事業所の整備が必要と考えられるので、今後、関係機関と協議をすすめます。

また、障害者優先調達法に基づき、市による物品及び役務の調達に際し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図ることにより、障がい者の自立生活の促進と、障がい者就労支援施設等の安定的な運営を支援します。

【療養介護】

過去の実績等からサービス量については、概ね横ばいを見込んでいます。平成26年10月現在、市内に事業所はなく県内に7ヶ所ある事業所においてそれぞれ利用しています。利用希望者については、県及び施設と調整し対応していきます。

【短期入所（ショートステイ）】

第3期（平成24～26年度）では、ほぼ見込みどおりの利用実績があり、これは、家族支援（レスパイト）としての利用、入所待機のためのロング利用などにより、ニーズが多様化したものと分析しています。今後も障がい者（児）の高齢・重度化等により、家族支援利用などのニーズも増加すると考えられます。

しかしながら、受け入れのための空床には余裕がない現状であることから、施設整備について関係機関と協議をすすめます。

(3) 居住系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 ※平成26年4月より共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)へ一元化されました。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

< 見込み量 >

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
共同生活援助	23	人	27	人	31	人
施設入所支援	96	人	97	人	98	人

< 見込み量の確保に向けて >

【共同生活援助】

平成26年10月現在、市内には1事業所(定員6人)が整備されています。過去の相談実績、障害福祉サービス利用者やその家族等からの利用ニーズ、精神科病院等からの地域移行者によるニーズなどにより増加傾向を見込んでいるものの、その整備がすすまない課題があります。重度・重複障がい者が地域で自立した生活をしていけるよう、平成26年度法改正により新設されたサテライト型のグループホームの設置など、様々な制度を活用しグループホームの整備を積極的に事業者に対し働きかけていきます。

なお、グループホームの整備推進にあたっては、事業者等に対し国・都の補助金等に係る情報提供など必要な設置支援等を行っていきます。

【施設入所支援】

障がい者の重度化や介護者の高齢化に伴い、施設入所支援利用ニーズが増加傾向にあります。また、施設入所者の地域移行を推進する観点から、本人の意思や希望等を把握し、グループホーム等への移行、それに伴う障害福祉サービス等の利用調整などを積極的に行っていきます。

なお、国の指針においては、平成25年度末における施設入所者のうち12%の方を地域生活へ移行することを目標としていますが、本市の状況は前述のとおりニーズは増加していきまして、成果目標である地域生活への移行の目標は設定しますが見込み量は増加を見込みます。

(4) 相談支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している障がい者等が、退所及び退院後に地域生活に移行するための支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	施設や病院を退所・退院もしくは家族との同居からひとり暮らしへの移行などで、地域生活に不安がある障がい者が地域に定着できるよう支援を行います。

< 見込み量 >

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	数	人	数	人	数	人
計画相談支援	373	人	397	人	416	人
地域移行支援	1	人	1	人	1	人
地域定着支援	1	人	1	人	1	人

< 見込み量の確保に向けて >

平成26年10月現在、市内には3事業所が整備されています。平成27年度以降は、障害福祉サービス利用者の全てに原則、サービス等利用計画の作成が求められるため、今後も引き続き増加する見込みです。

しかし指定特定相談支援事業者や相談支援専門員の数不足しており、これを増やす方策の検討が求められています。

また、今後設置の検討が必要な、基幹相談支援センターを中核として、相談支援事業者(委託事業)及び指定特定相談支援事業者等との協働により、相談員のスキルアップ、計画作成の質の向上、地域の課題の整理・分析などをすすめていきます。

(5) 障がい児通所支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
障がい児通所支援事業	平成24年4月から、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが児童福祉法に基づくサービスとして、児童発達支援事業と放課後等デイサービスに変更されました。 <児童発達支援> 未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育支援を行います。 <放課後等デイサービス> 就学児を対象に放課後や休日、長期休暇中において療育支援を行います。

保育所等訪問支援	専門知識を有する指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などの職員に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

< 見込み量 >

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
児童発達支援	650	人日分	675	人日分	750	人日分
	40	人	45	人	50	人
放課後等デイサービス	675	人日分	900	人日分	975	人日分
	45	人	60	人	65	人
保育所等訪問支援	96	人日分	192	人日分	240	人日分
	4	人	8	人	10	人
医療型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人

< 見込み量の確保に向けて >

放課後等デイサービスの事業所支援として民間福祉施設への建設費補助を実施するとともに、みずほ学園実施の保育所等訪問事業の拡大、児童発達支援についての民間事業所との調整をすすめます。

(6) 障がい児相談支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
障がい児相談支援	指定障がい児支援相談支援事業所の確保について、市内・近隣事業所との連携をすすめ、幅広い相談窓口の充実につとめます。

< 見込み量 >

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい児相談支援	120 人	140 人	150 人

< 見込み量の確保に向けて >

みずほ学園の障がい児相談支援事業所認定をすすめ、市内、近隣市町の事業所について受け入れ調整をしていきます。

3 地域生活支援事業の見込み量と確保策

(1) 地域生活支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
理解促進研修・啓発事業	障がい者等の理解を深めるため、教室等の開催や、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業です。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がいのある方の財産管理や福祉サービスの利用契約に後見人の援助が必要な場合について、申し立てに必要な経費及び後見人の報酬などを支援する事業です。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付することで日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出が円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	<p><基礎的事業> 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>
日中一時支援事業 (任意事業)	介護者が、一時的な理由により介護することができないとき、障がい者等の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。
更生訓練費等給付事業 (任意事業) ※更生訓練費の項目を削除する	※更生訓練費の項目を削除する
自動車改造費助成事業 (任意事業)	障がいのある方の日常生活の利便と就労など社会参加を促進するため、自動車の運転装置改造に助成を行います。

< 見込み量 >

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
①相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	無	無	無
相談支援機能強化事業	有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無
②理解促進・啓発事業	有無	有	有	有
③成年後見制度利用支援事業	人数	3	4	4
④意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記派遣事業	件数	950	1,046	1,150
手話通訳者設置事業	人数	0	0	0
⑤日常生活用具給付等事業(年間件数)				
介護・訓練支援用具	給付件数	6	7	9
自立生活支援用具	給付件数	15	18	21
在宅療養等支援用具	給付件数	8	11	15
情報・意思疎通支援用具	給付件数	29	31	34
排泄管理支援用具	給付件数	2,494	2,743	3,017
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	1	1	1
⑥移動支援事業	人数	120	123	126
	時間数	12,240	12,484	12,733
⑦地域活動支援センター	人数	27	30	34
⑧訪問入浴サービス	人数	3	4	5
【その他事業】				
⑨日中一時支援事業	人数	50	52	54
更生訓練費等給付事業 ※更生訓練費の項目を削除する	人数	※更生訓練費の項目を削除する	※更生訓練費の項目を削除する	※更生訓練費の項目を削除する
⑩自動車運転免許取得・改造費助成事業	件数	2	2	2

※数値は年間の見込み。「人数」は実利用人数、「時間数」は延べ利用時間数。

① 相談支援事業

平成26年10月現在、1か所で相談支援事業を実施し、併せて指定特定相談支援事業所3か所が整備され、相談支援体制の充実を図っています。また、地域で相談支援の中核を担う基幹相談支援センターの設置については、市内の相談支援事業等の現状と課題を把握し、基幹相談支援センターの運用の在り方、市内事業者との連携体制、人員体制等を検討し、広域での設置も含めて検討をすすめます。

② 理解促進研修・啓発事業

「あいサポート運動」を推進し、様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への配慮などを理解が広まることで、障がいのある方が暮らしやすい地域を市民のみなさんと一緒につくっていきます。

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は介護者などの高齢化により相談件数は増えているものの、家族や親類の支援、関係機関の協力もあり当該制度の利用にはいたらないことがあります。今後も障がいのある方の権利擁護をすすめるため制度の周知など取組みをすすめます。

④ 意思疎通支援事業

過去の実績等から今後も利用数が増加すると見込んでいます。

手話通訳者確保のため通訳者養成を推進するとともに、通訳者の技術向上をすすめます。また要約筆記の重要性を講演会等で広める取組みをすすめます。

⑤ 日常生活用具給付等事業

各種で着実に利用量が増えています。引き続き必要な方がサービスを利用できるよう制度の周知、障がい者手帳取得時などに丁寧な情報提供をすすめます。

⑥ 移動支援事業

移動支援事業は、障がい者数の増加も勘案し毎年増加を見込んでいます。

⑦ 地域活動支援センター

近隣にある地域活動支援センターの利用者数は、障がい者数の増加も勘案し毎年増加を見込んでいます。

⑧ 訪問入浴サービス

平成26年度までの利用実績は増加傾向にあります。障がい者の増加や介護者の高齢化も勘案し増加を見込んでいます。

⑨ 日中一時支援事業

類似のサービスである児童福祉法に基づく放課後等デイサービスを実施する事業者が増えることで、サービス量は現状維持を見込んでいます。

⑩ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

利用実績の増加は見られませんが、自動車によって障がいのある方の利便性や社会参加、就労などに結びつくことが期待されることからサービス量は現状維持を見込んでいます。

4 平成 29 年度の目標値（成果目標）

地域生活移行や就労支援という重点課題に関し、国・県の考え方にに基づき、計画期間最終年度の平成 29 年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

（１）施設入所者の地域生活への移行

年度末時点入所者数		【目標値】	【目標値】
平成 25 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	削減見込(A-B)	地域生活移行者数
95 人	98 人	0 人	2 人

【参考】国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
平成 25 年度末時点での施設入所者の 12%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者から 4%以上削減することを基本とする。当該目標値の設定に当たり、平成 26 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 26 年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。	地域移行者数は国と同様 12%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。 (設定しない理由) 本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難なものが多数入所待ちをしている状況である。

（２）福祉施設から一般就労への移行等

(1)一般就労移行者数		(2)就労移行支援事業所の利用者数		(3)就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合
平成 24 年度	【目標値】 平成 29 年度	平成 25 年度	【目標値】 平成 29 年度	【目標値】 平成 29 年度
4 人	7 人	4 人	18 人	50%

【参考】国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とする。 また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。	平成 24 年度の一般就労への移行実績を 3 割以上増やすことを基本とする。 その他の目標値は、国の基本指針の通り。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点の整備が求められています。

《国の基本指針における考え方》

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制）について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

《本市の目標》

平成27年度実施予定の国モデル事業の状況を注視しつつ、国や県からの情報提供をうけ関係機関と連携し検討を進めていきます。

注) 地域生活支援拠点等とは、障害をもつ人の高齢化・重度化、「親なき後」も見据え、相談（地域移行、親元からの自立等）、体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、専門性（人材の確保・養成、連携等）地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）又は地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的整備）をいいます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進のために

(1) 障がいのある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

(2) 地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がいの当事者、障がい者支援施設、学識経験者、市民等の様々な立場からの参画を得て開催されている富士見市地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方等、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

(3) 庁内体制の整備

障がい福祉に携わる部署は、障がい福祉の担当課だけでなく、高齢者、児童、健康推進、まちづくりや道路交通、教育委員会など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(4) 持続可能な制度の構築

今後見込まれる障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも安定的にサービスを提供していくために、人材や財源の確保策を含め、制度の維持と向上に努めます。

(5) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。市においては、庁内における進捗把握とともに、障がい者団体、障がい福祉サービス事業者、学識経験者、市民などから成る富士見市地域自立支援協議会と連携して、点検と評価、改善策の検討を行います。

